

第3期川北町子ども・子育て支援事業計画

こども・若者がたくましく育ち すこやかに暮らせるまち 川北

令和7年3月

川 北 町

■「こども」の表記について

本計画では、国の推奨により、法律名・事業名等を除いてひらがな表記の「こども」と表記しています。

■「障がい」の表記について

本計画では、法律名・事業名等を除いて「障がい」と「がい」をひらがなで表記しています。

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画期間	1
3. 計画の法的根拠・位置づけ	2
4. 近年のこども・子育てにかかわる法・制度等の動向	3
第2章 町の状況	6
1. 人口等の状況	6
（1）総人口等の状況	6
（2）出生等の状況	8
（3）世帯の状況	10
（4）就労の状況	11
2. 住民ニーズの状況	14
（1）調査の概要	14
（2）ニーズ調査結果の概要	14
（3）若者（15～34歳）調査結果の概要	23
3. 第2期計画の実施状況	26
（1）第2期子ども・子育て支援事業計画の事業実績	26
（2）第2期子ども・子育て支援事業計画の主な取り組み・課題	27
4. 課題の整理	29
（1）妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくりについて	29
（2）子育てと仕事の両立を支援する環境づくりについて	29
（3）地域における子育て支援の充実、こどもの居場所づくりについて	29
（4）支援が必要なこどもへの対応について	30
第3章 基本理念と基本目標	31
1. 基本理念	31
2. 基本目標	32
3. 施策体系	33
第4章 施策の展開	34
基本目標1 子ども・こどもの育ちを支援する環境づくり	34
（1）こどもの権利の保障と意見反映	34
（2）多様な居場所の確保	34
（3）困難を抱えるこども・家庭への支援	35
（4）児童虐待の防止とヤングケアラーへの支援	36
基本目標2 健やかな成長に向けた環境づくり	37
（1）妊娠期から幼児期までの支援	37
（2）学童期・思春期における支援	38
（3）青年期における支援	39
基本目標3 安心して子育てができる環境づくり	40
（1）子育てにかかる経済的負担の軽減	40
（2）ワーク・ライフ・バランスの促進	40
（3）地域におけるこどもの育成支援	40
（4）子育てを支援する生活環境の整備	42
（5）安全対策の推進	42
第5章 子ども・子育て支援事業計画における量の見込み・確保内容	44
1. 子ども・子育て支援事業等について	44
（1）本計画における給付・事業について	44

(2) 教育・保育提供区域の設定	45
(3) 児童人口の推計	45
(4) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上	46
2. 子ども・子育て支援給付について	47
(1) 子どものための教育・保育給付	47
(2) 子育てのための施設等利用給付	51
(3) 乳児等のための支援給付	52
3. 地域子ども・子育て支援事業について	53
(1) 利用者支援事業	53
(2) 地域子育て支援拠点事業	54
(3) 妊婦健康診査事業	55
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	56
(5) 養育支援訪問事業	57
(6) 子育て短期支援事業	58
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	59
(8) 一時預かり事業	60
(9) 延長保育事業	61
(10) 病児・病後児保育事業	62
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	63
(12) 子育て世帯訪問支援事業	64
(13) 児童育成支援拠点事業	64
(14) 親子関係形成支援事業	65
(15) 妊婦等包括相談支援事業	65
(16) 産後ケア事業	66
第6章 計画の推進	67
1. 計画の推進体制	67
(1) 総合的な施策の推進	67
(2) 国や県との連携の推進	67
(3) 広域的な連携の推進	67
2. 計画の進行管理	68
(1) 住民への計画の周知と相談体制の確立	68
(2) 計画の評価体制の確立	68
用語解説	69

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本町においては、「子ども・子育て支援新制度」に基づく「川北町子ども・子育て支援事業計画」の第1期計画を平成26年度に、第2期計画を令和元年度に策定し、「子どもの健やかな成長と暮らしを応援する子育てにやさしいまち 川北 ～個の子育てから輪の子育てへ～」を基本理念に掲げ、保育サービスの充実をはじめ、多様な子育て支援施策を展開してきました。

しかし、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の増加及び顕在化、経済的に困難な状況にある世帯におけるこどもたちへの貧困の連鎖など、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたこどもを取り巻く厳しい環境等を背景に、国においては「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔としてこども家庭庁が創設され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が令和5年4月に施行されています。

これまで、国のこども政策に関する方針として、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱が個別に策定されてきましたが、こども基本法の施行を受けて、こども大綱として一体的に定められました。

令和7年3月末に現在の「第2期川北町子ども・子育て支援事業計画」が終了することから、国の動向等を踏まえ、こどもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備に向け、「第3期川北町子ども・子育て支援事業計画」の策定を行いました。

2. 計画期間

本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

▼計画期間

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期計画									
				見直し	第3期計画				

3. 計画の法的根拠・位置づけ

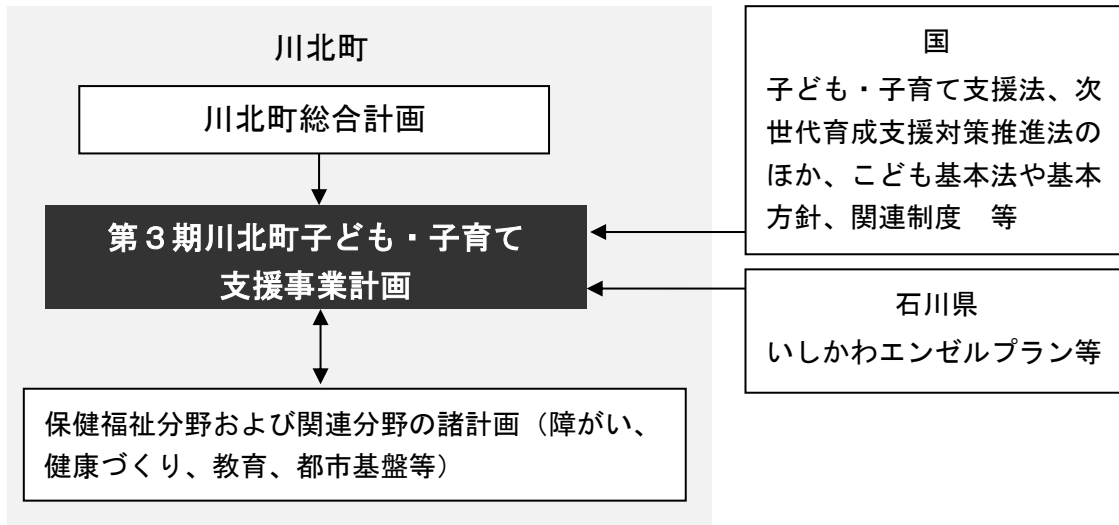
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、こども基本法第 10 条第 2 項に基づき策定する「市町村こども計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」を包含する計画とします。

また、町の最上位計画である総合計画をはじめ、関連する分野の個別計画、国の法制度や指針、県の計画との整合を図りながら策定しました。

▼本計画に関連する主な法律等

法令等	計画に関する内容
こども基本法	【努力義務】第 10 条第 2 項 市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるよう努めるものとする。
子ども・子育て支援法	【義務】第 61 条第 1 項 市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとする。
次世代育成支援対策推進法	【努力義務】第 8 条第 1 項 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定することができる。
子ども・若者育成支援推進法	【努力義務】第 9 条第 2 項 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（市町村子ども・若者計画）を定めるよう努めるものとする。
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	【努力義務】第 10 条第 2 項 市町村は、大綱及び都道府県計画を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（市町村計画）を定めるよう努めるものとする。

▼計画の位置づけ



4. 近年のこども・子育てにかかわる法・制度等の動向

近年のこども・子育てにかかわる法・制度等の動向は次のとおりとなっています。

▼近年のこども・子育てにかかわる法・制度等の動向

	法律・制度等	内容
平成 27 年	子ども・子育て支援法関連 3 法施行	・市町村での子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
	保育士確保プラン策定	・加速化プランの確実な実施に向け、平成 29 年度末までに 7 万人の保育士を確保。（平成 27 年に 9 万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組み強化
	次世代育成支援対策推進法改定	・平成 37 年 3 月末までの時限立法に延長。
	健やか親子 21（第 2 次）の策定	・子育て・健康支援として「切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策」、「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」、「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」を基盤課題として設定
平成 28 年	子ども・若者育成支援推進大綱策定	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
	児童福祉法一部改正 （関連して母子保健法一部改正）	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることを明言 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン策定	・保育士の処遇について、新たに 2 % 相当の改善 ・平成 30 年度以降も保育の確保に取り組む

	法律・制度等	内容
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化
平成 29 年	子育て安心プラン策定	・平成 32 年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
平成 30 年	子ども・子育て支援法に基づく基本指針改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取り扱いの変更を明示
	新・放課後子ども総合プラン策定	・共働き家庭が直面する「小 1 の壁」を打破するための放課後児童対策の充実
令和 元年	子ども・子育て支援法一部改正（幼児教育・保育の無償化）	・幼児教育・保育の無償化開始（10 月施行） ・子育てのための施設等利用給付の創設
	子どもの貧困対策の推進に関する法律改正	・将来だけではなく「現在」に向けた対策であることを追記 ・市町村子どもの貧困対策計画の努力義務化
	「子供の貧困対策に関する大綱」閣議結果	・親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援 ・地方公共団体による取り組みの充実 ・支援の届きにくい子ども・家庭への支援
令和 3 年	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定	・「こどもまんなか社会」の実現のため「こども家庭庁」を創設する方針
令和 4 年	児童福祉法改正	・こども家庭センターの設置の努力義務化 ・地域子ども・子育て支援事業として、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業の創設（令和 6 年施行）
令和 5 年	こども家庭庁設置	・子育てや少子化、児童虐待、いじめなどこどもを取り巻く社会問題に対して本質的な対策を進め解決するために内閣府に設置
	こども基本法施行	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として施行
	「こども大綱」閣議決定	・こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するためのこども施策の基本的な方針
	「こども未来戦略」閣議決定	・子育て世帯の家計、こどもと子育て、共働き・共育てを応援
令和 6 年	子ども・子育て支援法改正	・地域子ども・子育て支援事業として、①妊婦等包括相談支援事業、②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、③産後ケア事業の創設（令和 7 年施行）
	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律施行	・「子どもの貧困対策」から「こどもの貧困の解消に向けた対策」へ変更

▼こども大綱の概要

1. ライフステージを通した重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み

2. ライフステージ別の重要事項

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
 - ①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
 - ②こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- (2) 学童期・思春期
 - ①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
 - ②居場所づくり
 - ③小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ④成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ⑤いじめ防止
 - ⑥不登校のこどもへの支援
 - ⑦体罰や不適切な指導の防止
 - ⑧高校中退の予防、高校中退後の支援
- (3) 青年期
 - ①高等教育の修学支援、高等教育の充実
 - ②就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組み
 - ③結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - ④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3. 子育て当事者への支援に関する重要事項

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

第2章 町の状況

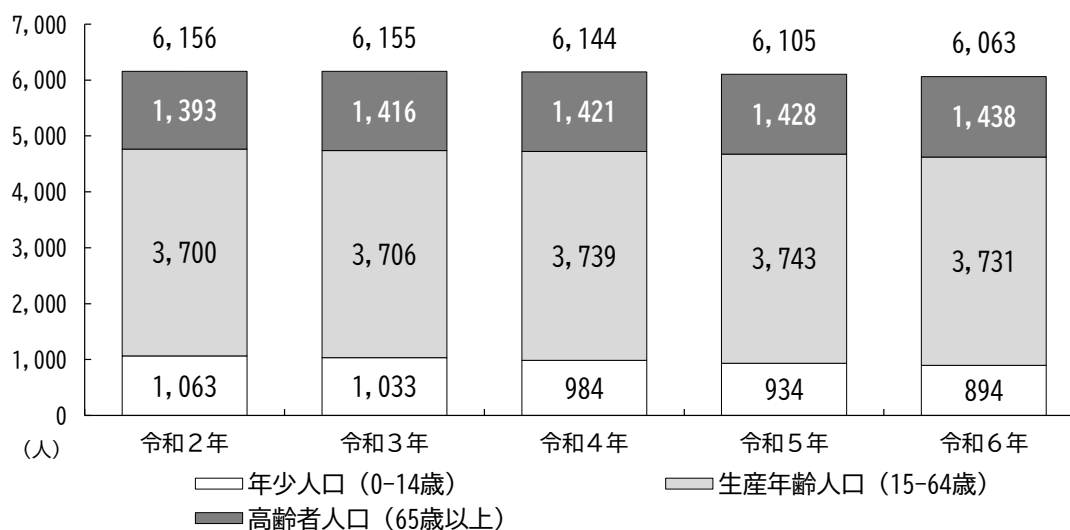
1. 人口等の状況

(1) 総人口等の状況

①総人口・年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は、令和2年の6,156人から令和6年の6,063人へ微減傾向で推移しており、年齢3区分人口は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向で推移している一方、高齢者人口（65歳以上）は微増しながら推移しています。

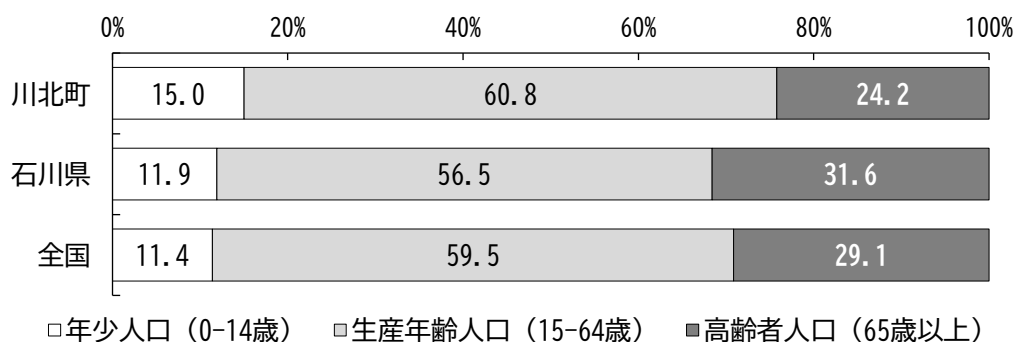
▼総人口と年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

本町の年齢3区分人口割合を国、県と比較すると（令和5年10月1日現在推計人口）、年少人口割合は15.0%と国、県を上回り、高齢者人口割合は24.2%と国、県を下回っています。

▼年齢3区分人口割合の比較

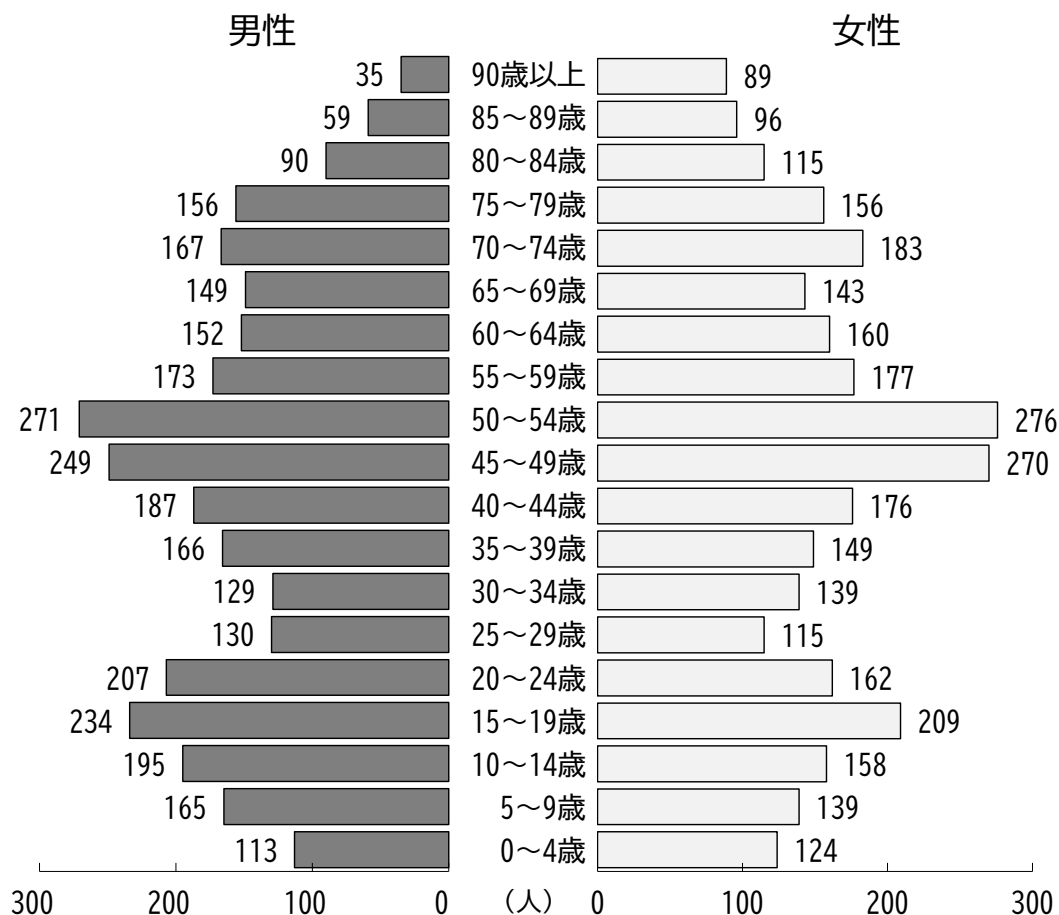


資料：町、県は石川県年齢別推計人口（令和5年10月1日現在）。国は総務省統計局人口推計月報。

②人口ピラミッドでみる人口構造

本町の人口構造を5歳階級別の人口ピラミッドでみると（令和6年4月1日現在）、男性・女性ともに50～54歳（男性：271人、女性276人）の層が多くなっています。また、20代後半、30代前半の人口が少ない特徴がみられます。

▼人口ピラミッドでみる人口構造

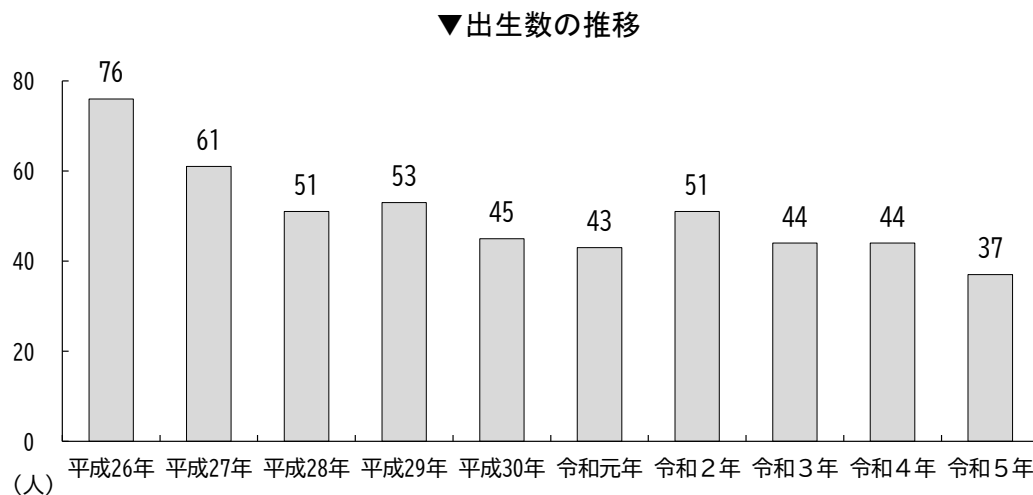


資料：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

(2) 出生等の状況

①出生数の推移

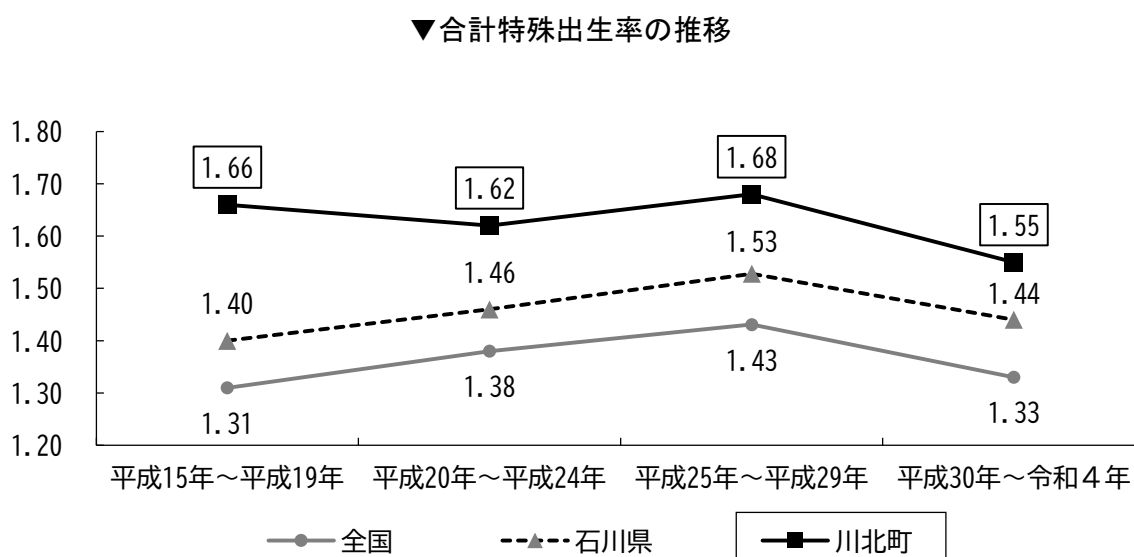
本町の出生数の推移をみると、平成26年以降の出生数はおおむね減少傾向にあり、令和5年で37人となっています。



資料：町勢要覧。令和5年は人口動態統計月報年計（概数）。

②合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に何人のこどもを産むかの平均）の推移をみると、国、県を上回って推移しており、平成30年～令和4年で1.55となっています。

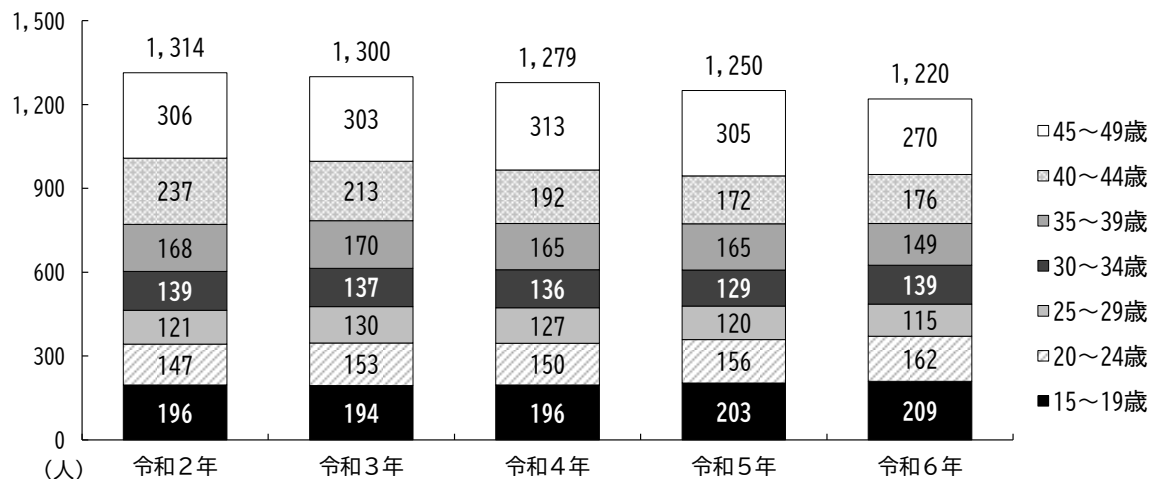


資料：人口動態保健所・市町村別統計

③女性人口の推移

本町の合計特殊出生率の対象となる 15～49 歳の女性人口の推移をみると、令和 2 年の 1,314 人から令和 6 年の 1,220 人へ減少傾向で推移しています。

▼女性人口（15～49 歳）の推移

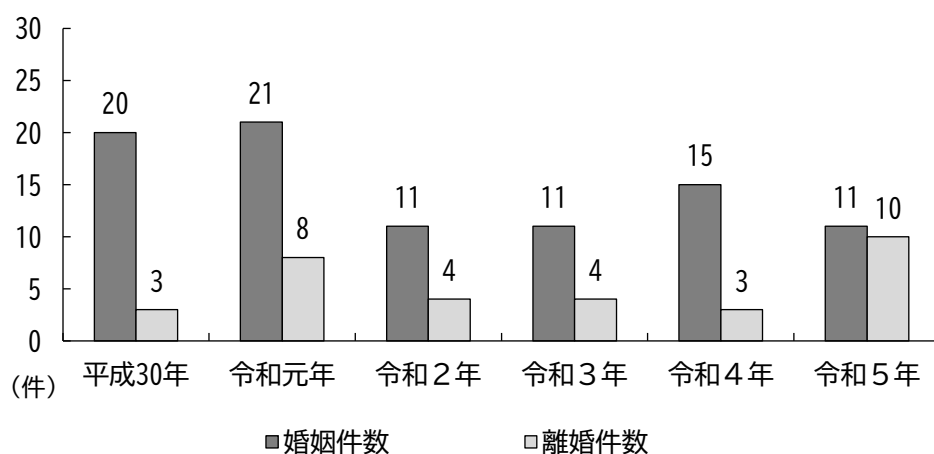


資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

④婚姻・離婚件数の推移

本町の婚姻・離婚件数をみると、婚姻件数は令和 4 年に増加しましたが、令和 5 年では 11 件に減少しています。また、離婚件数は令和 5 年で 11 件となっています。

▼婚姻・離婚件数の推移



資料：人口動態統計

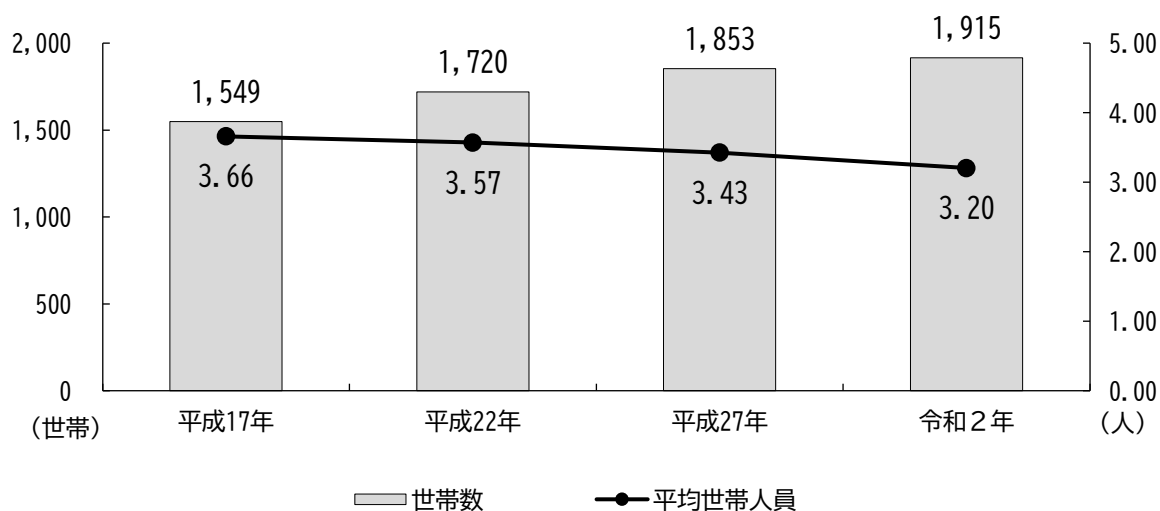
(3) 世帯の状況

①世帯数・平均世帯人員の状況

本町の世帯数をみると、平成 17 年の 1,549 世帯から増加傾向で推移し、令和 2 年には 1,915 世帯となっています。平均世帯人員は平成 17 年では 1 世帯あたり 3.66 人でしたが、核家族化や単独世帯等の増加による世帯の小規模化が進み、令和 2 年には 1 世帯あたり 3.20 人となっています。

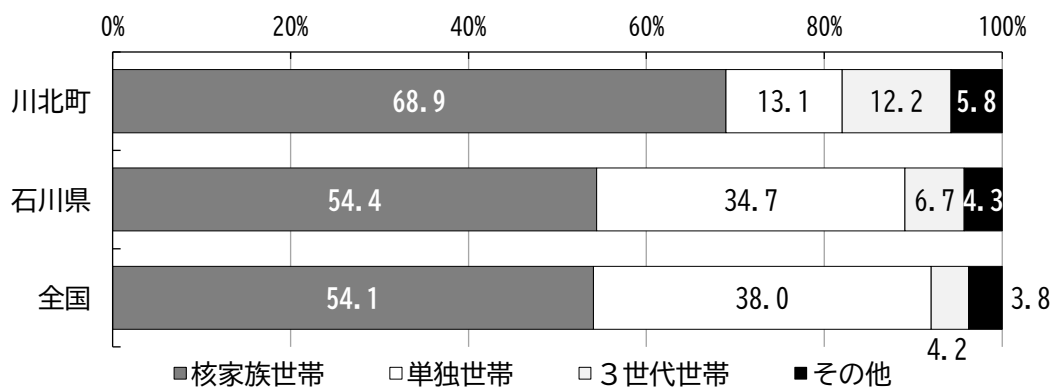
令和 2 年の世帯の家族類型をみると、国、県と比べて本町は核家族世帯と 3 世代世帯の割合が多くなっています。

▼世帯数の推移



資料：国勢調査

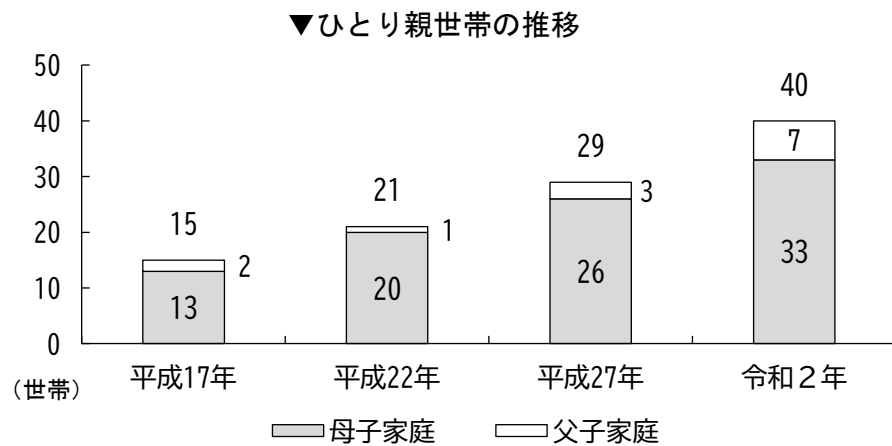
▼世帯の家族類型の比較



資料：令和 2 年国勢調査

②ひとり親世帯の推移

本町のひとり親世帯の推移をみると、増加傾向で推移し、令和2年には40世帯となり、うち母子家庭は33世帯、父子家庭は7世帯となっています。



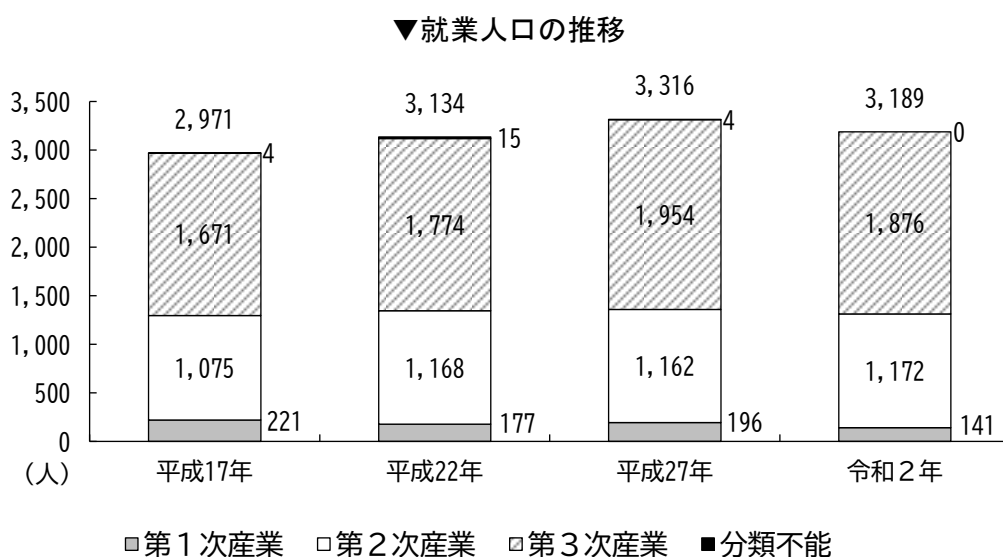
資料：国勢調査

(4) 就労の状況

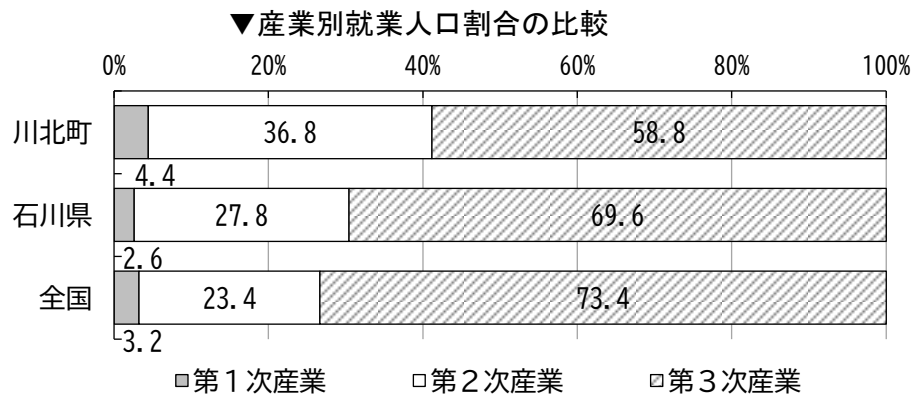
①就業人口の状況

就業人口の推移をみると、平成17年の2,971人から増加傾向で推移していましたが、平成27年から減少に転じ、令和2年には3,189人となっています。

また、産業3区分別の就業人口割合をみると、令和2年には第1次産業が4.4%、第2次産業が36.8%、第3次産業が58.8%となっており、国、県と比較すると第2次産業が大きく上回ります。



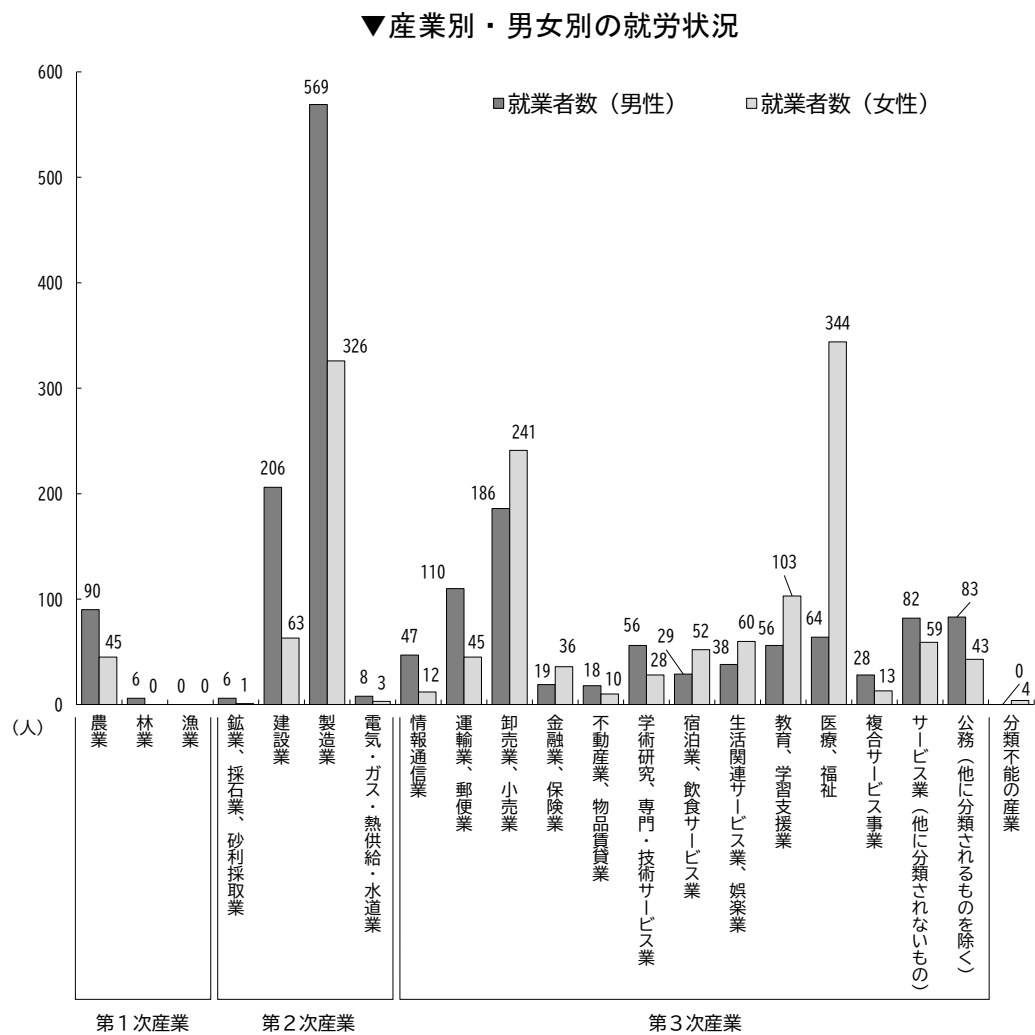
資料：国勢調査



資料：令和2年国勢調査（割合は不詳補完結果）

②産業別の就労状況

本町の産業別の就労者をみると（令和2年国勢調査）、男性は「製造業」、「建設業」、「卸売業、小売業」の従事者が多く、女性は「医療、福祉」、「製造業」、「卸売業、小売業」の従事者が多くなっています。



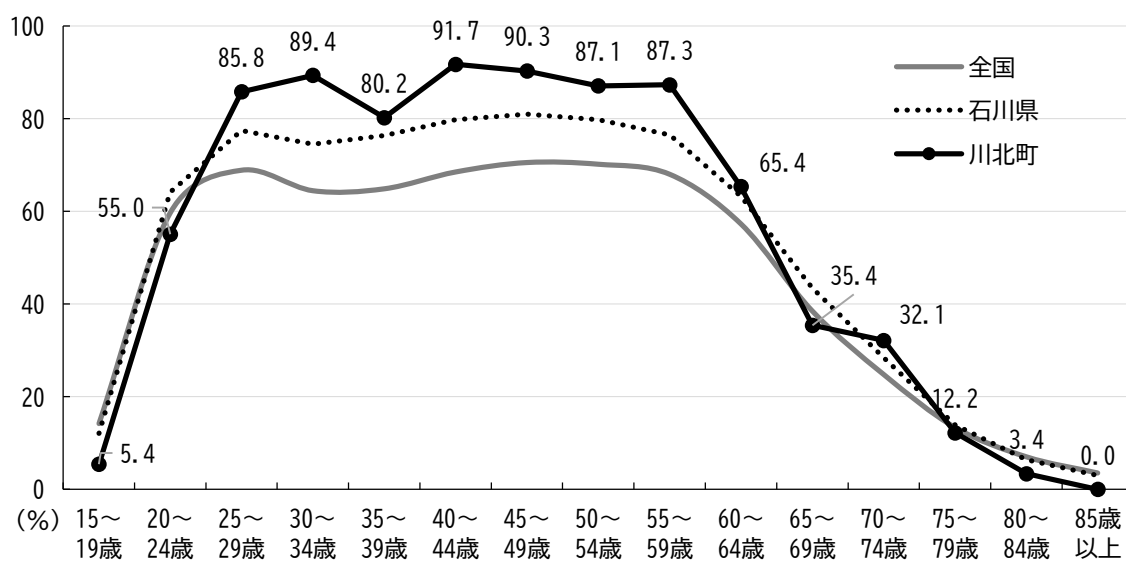
資料：令和2年国勢調査

③女性の労働力率

本町における年齢5歳階級別の女性の労働力率（人口に占める労働力人口〔就業者と完全失業者〕の割合）をみると、20代後半から労働力率が80%以上で推移し、60代から大きく減少していきます。

本町は各年齢層の労働力率が国、県に比べておおむね高い傾向にありますが、30代後半の出産・子育て期に労働力率がいったん低下する「M字カーブ傾向」がみられます。

▼女性の労働力率



資料：令和2年国勢調査

2. 住民ニーズの状況

(1) 調査の概要

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、保育ニーズや子育て支援サービスへの意向、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握するニーズ調査（①就学前児童保護者、②小学生児童保護者を対象）を実施するとともに、「若者の意見聴取」の一環として、③若者（15～34歳）の住民を対象としたアンケート調査を実施しました。

▼調査概要

	①就学前児童保護者アンケート	②小学生児童保護者アンケート
調査対象	小学校就学前児童の保護者	小学校児童の保護者
調査時期	令和6年7月	令和6年7月
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
配布数	300（無作為抽出）	250（無作為抽出）
回収数	168	212
回収率	56.0%	84.8%

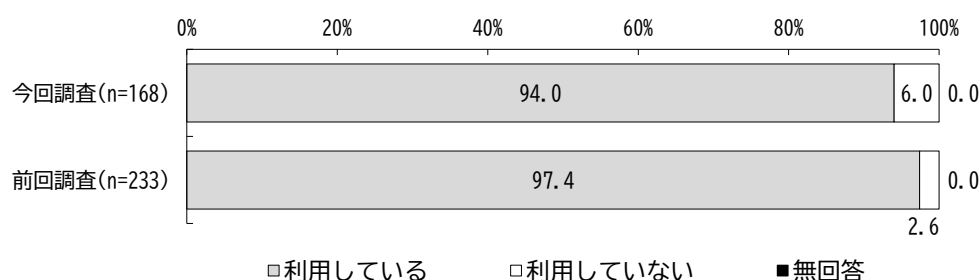
	③若者調査（15～34歳）
調査対象	15～34歳の住民
調査時期	令和6年7月
調査方法	郵送による配布・回収
配布数	450（無作為抽出）
回収数	162
回収率	36.0%

(2) ニーズ調査結果の概要

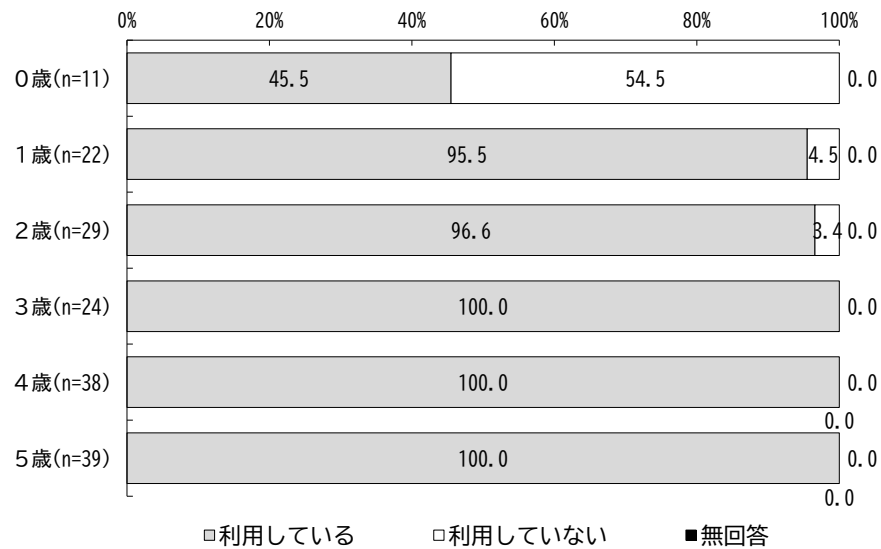
①定期的な教育・保育サービスの利用状況：就学前児童

- ◆「利用している」が94.0%となっており、前回調査と同様に9割を超えています。
- ◆こどもの年齢別でみると、0歳では45.5%と半数以下ですが、1歳以上では9割以上が「利用している」と回答しています。
- ◆「認可保育所」が94.3%と、前回調査（100%）と同様にほとんどを占めています。

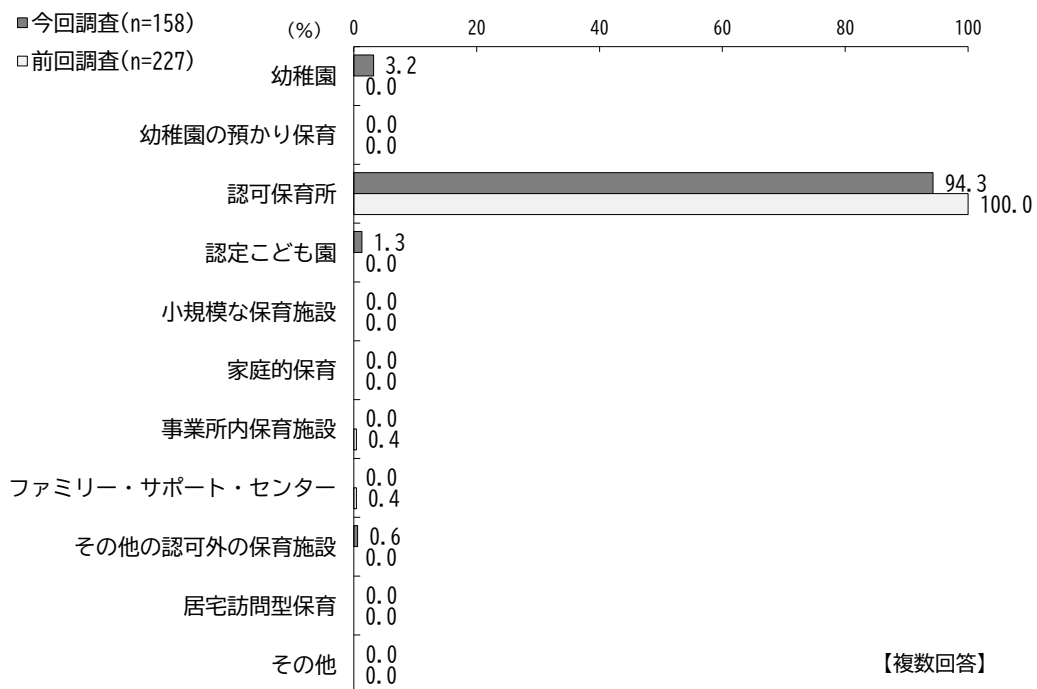
▼「定期的な」教育・保育サービスの利用状況：就学前児童



▼「定期的な」教育・保育サービスの利用状況（こどもの年齢別）：就学前児童

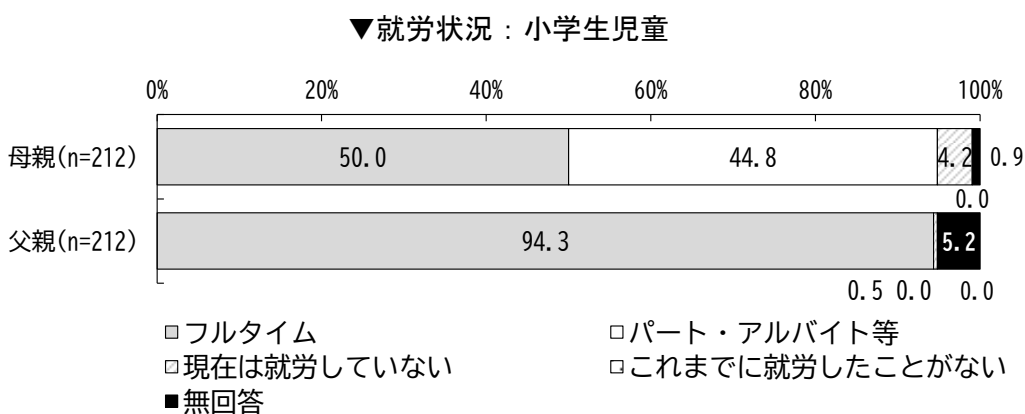
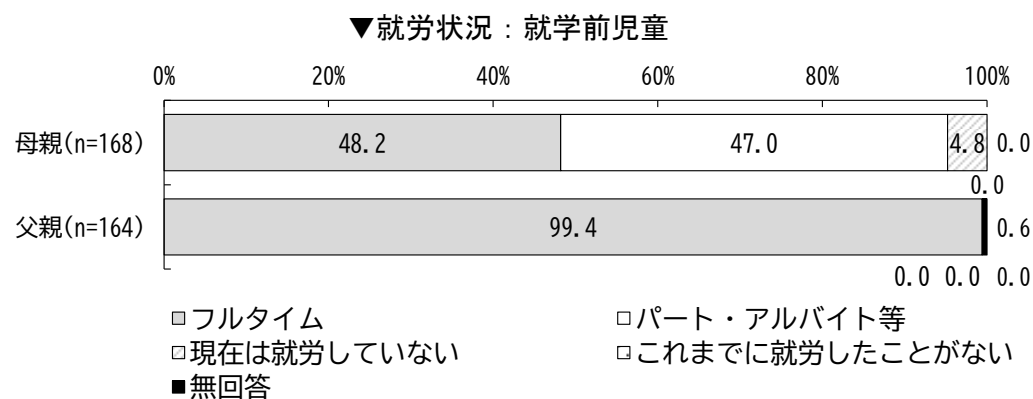


▼「定期的な」教育・保育サービスの利用状況：就学前児童



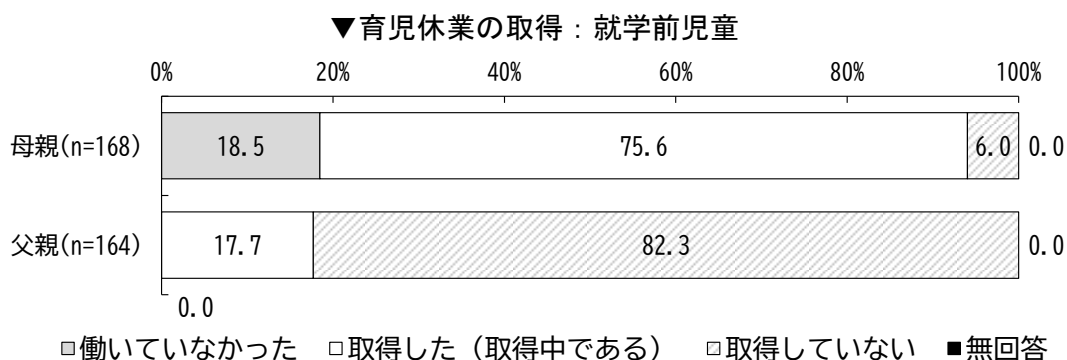
②就労状況

- ◆就学前児童では、母親は「フルタイム」が48.2%、これに「パート・アルバイト等」(47.0%)をあわせた『就労している』が95.2%となっています。父親は「フルタイム」が99.4%となっています。
- ◆小学生児童では、母親は「フルタイム」が50.0%、これに「パート・アルバイト等」(44.8%)をあわせた『就労している』が94.8%となっています。父親は「フルタイム」が94.3%となっています。



③育児休業の取得：就学前児童

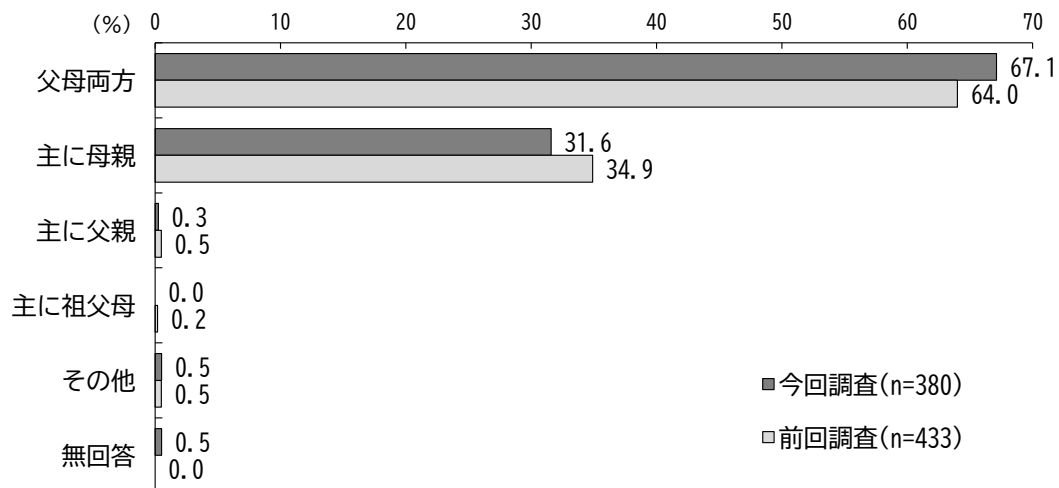
- ◆「取得した（取得中である）」は母親で75.6%、父親で17.7%となっています。



④子育てを主に行っている方

- ◆就学前児童・小学生児童ともに「父母両方」が最も多く、次いで「主に母親」が続きます。
- ◆前回調査と比較すると「父母両方」が増加し、「主に母親」が減少しています。

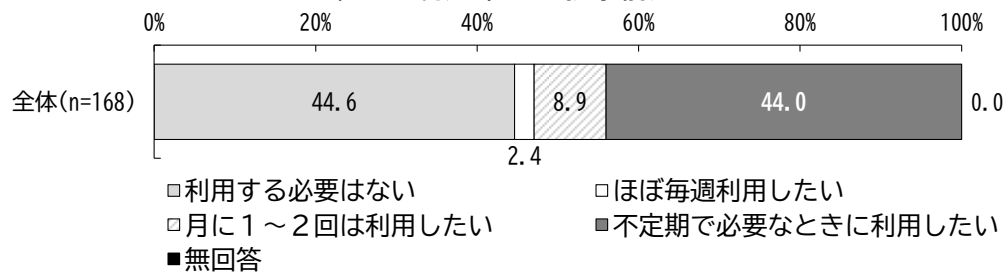
▼子育てを主に行っている方（前回調査との比較、就学前児童）



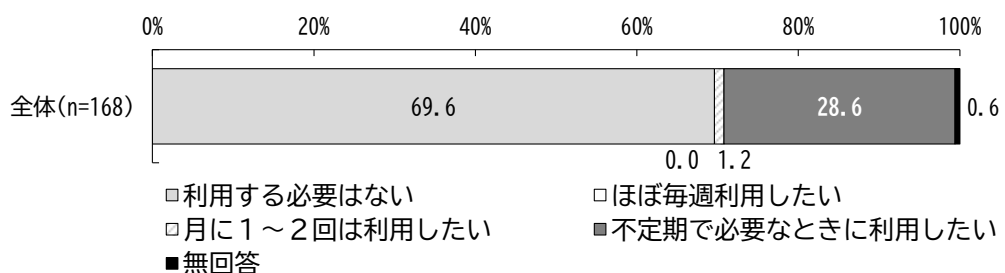
⑤土曜、日曜・祝日の定期的な教育・保育施設等の利用希望：就学前児童

- ◆土曜日の利用希望については、「利用する必要はない」が44.6%、次いで「不定期で必要なときに利用したい」が44.0%となっています。
- ◆日曜日・祝日の利用希望については、「利用する必要はない」が69.6%、次いで「不定期で必要なときに利用したい」が28.6%となっています。

▼土曜日の利用希望：就学前児童



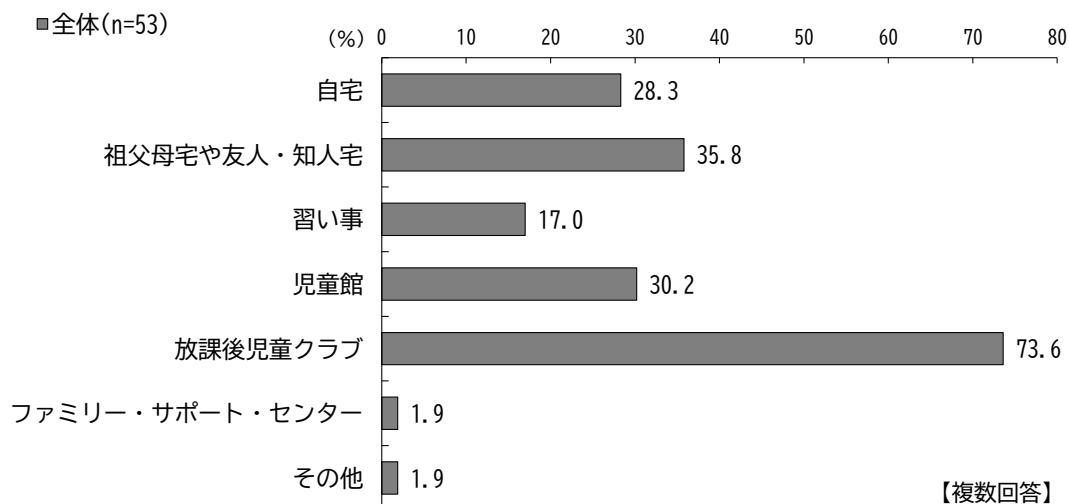
▼日曜日・祝日の利用希望：就学前児童



⑥小学校就学後の希望する放課後の過ごし方：就学前児童

◆「放課後児童クラブ」(73.6%)が最も多く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」(35.8%)、「児童館」(30.2%)が続きます。

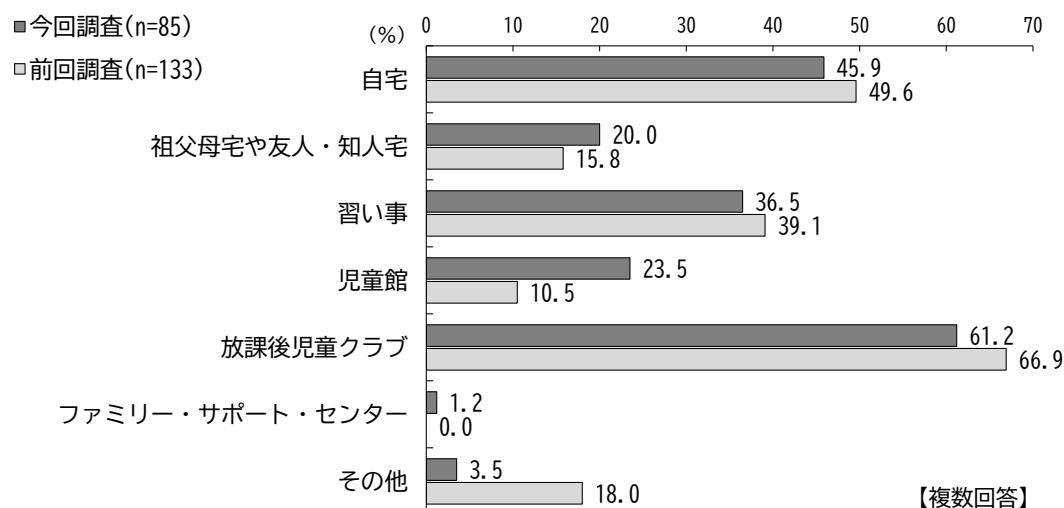
▼小学校就学後の希望する放課後の過ごし方：就学前児童



⑦放課後の過ごし方（低学年）：小学生児童

◆放課後の過ごし方について、低学年では「放課後児童クラブ」(61.2%)が前回調査と同様に最も多く、次いで「自宅」(45.9%)、「習い事」(36.5%)が続きます。

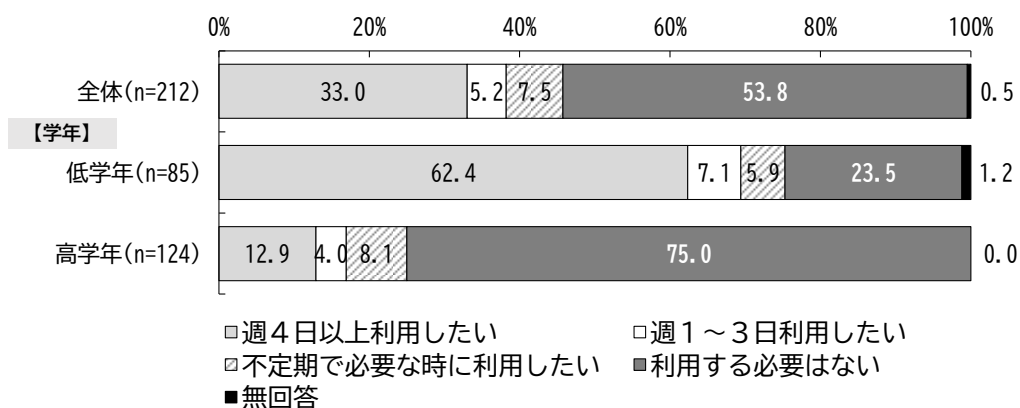
▼放課後の過ごし方（低学年）：小学生児童



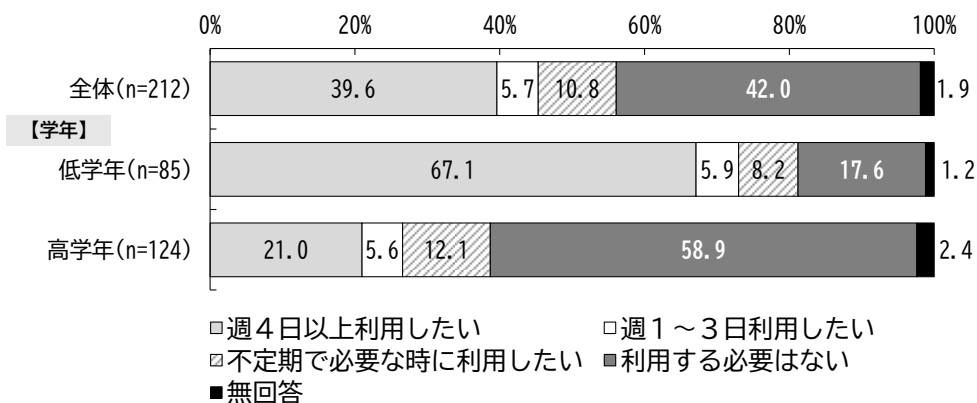
⑧放課後児童クラブの利用意向：小学生児童

- ◆平日は「利用する必要はない」が53.8%、「週4日以上利用したい」が33.0%となっています。低学年では「週4日以上利用したい」が62.4%となっています。
- ◆長期の休みは「利用する必要はない」が79.7%、「不定期に必要な時に利用したい」が17.5%となっています。低学年では「利用する必要はない」が70.6%、「不定期に必要な時に利用したい」が24.7%となっています。

▼平日の放課後児童クラブの利用意向：小学生児童

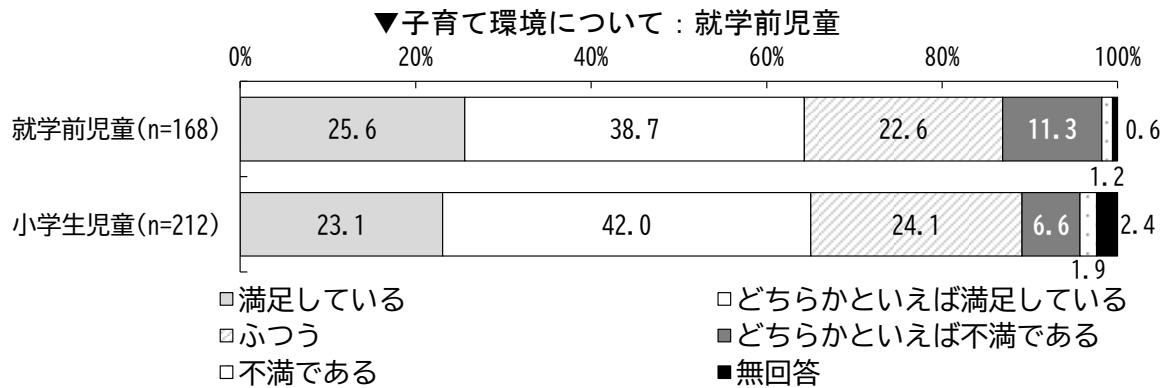


▼長期の休みの放課後児童クラブの利用意向：小学生児童



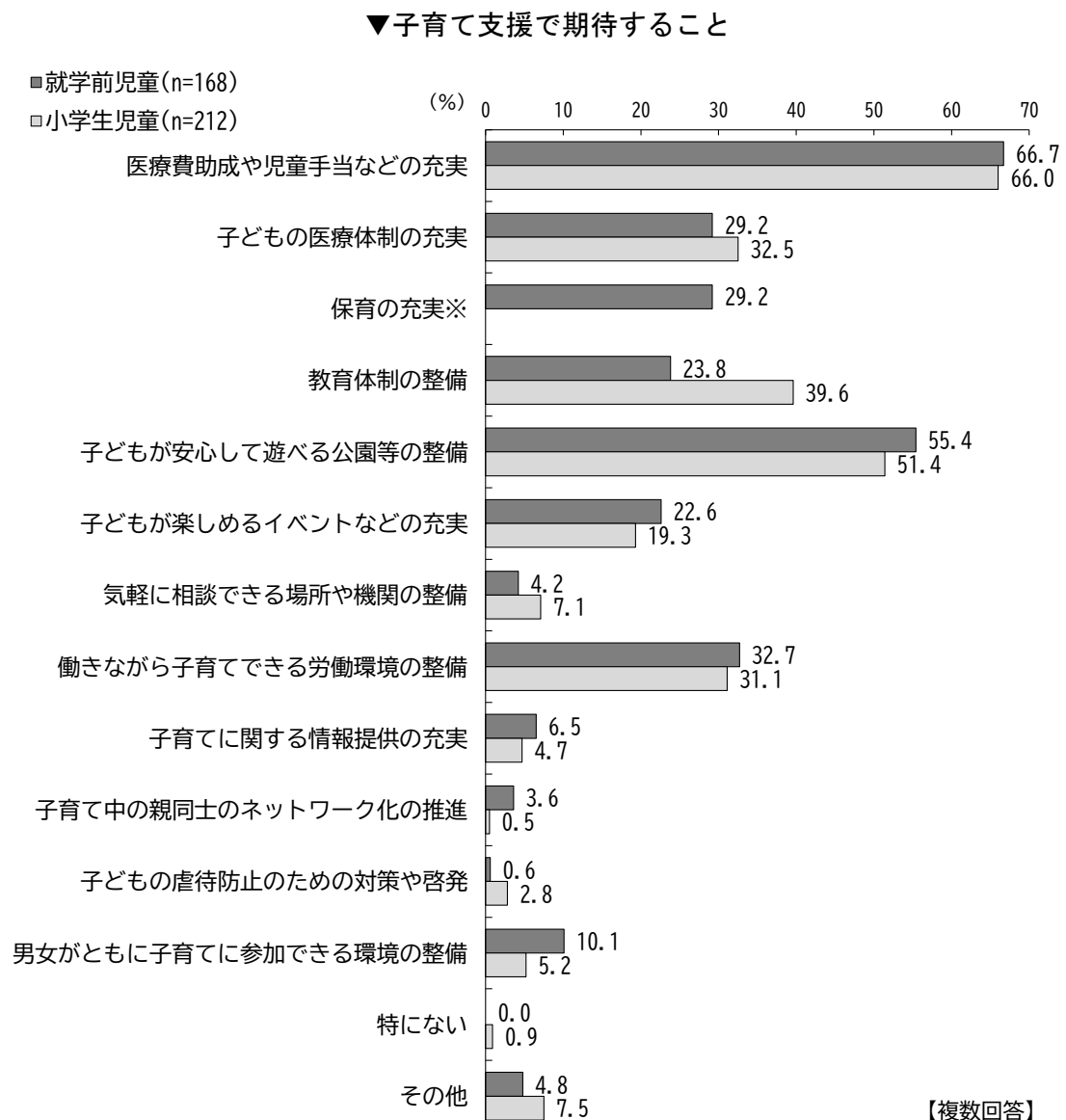
⑨子育て環境について

- ◆就学前児童では「どちらかといえば満足している」(38.7%)が最も多く、これに「満足している」(25.6%)をあわせた『満足』が64.3%、「ふつう」が22.6%、『不満』(「どちらかといえば不満である」11.3%と「不満である」1.2%の合計)は12.5%となっています。
- ◆小学生児童では「どちらかといえば満足している」(42.0%)が最も多く、これに「満足している」(23.1%)をあわせた『満足』が65.1%、「ふつう」が24.1%、『不満』(「どちらかといえば不満である」6.6%と「不満である」1.9%の合計)は8.5%となっています。



⑩子育て支援で期待すること

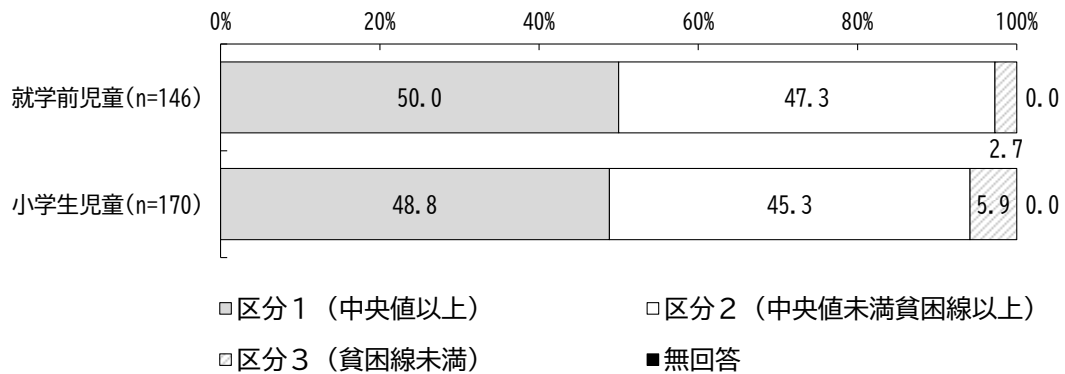
◆就学前児童、小学生児童ともに「医療費助成や児童手当などの充実」が最も多く、次いで「子どもが安心して遊べる公園等の整備」が続きます。



⑪等価世帯収入による分類

◆世帯人員・年収から等価世帯収入による分類※した結果をみると、相対的な貧困とされる層（「区分3（貧困線未満）」）に分類される割合は就学前児童で2.7%、小学生児童で5.9%となっています。

▼等価世帯収入による分類結果



※等価世帯収入における分類

本調査においては、世帯人員・年収の回答結果から簡易的に分類を行いました。

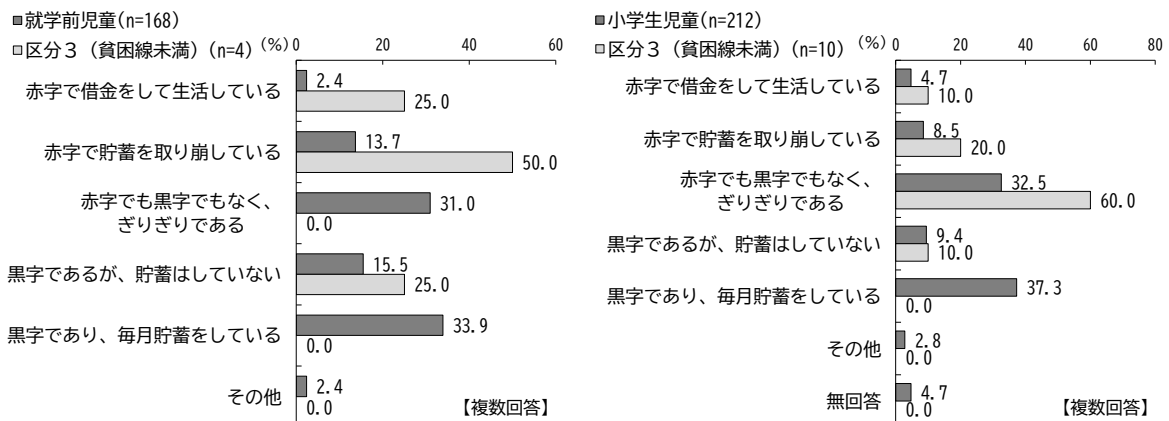
※算出方法

- ① 年収に関する回答の各選択肢の階級値（階級の中間値）を、その世帯の収入の値とします。
例：年収300～400万円未満では350万円とします（なお、1,000万円以上は1,050万円）。
- ② ①の値を世帯人員の人数の平方根で除します（等価世帯収入）。
- ③ ②で算出した値の中央値を求め、その中央値の2分の1を「貧困線」として、中央値以上を区分1、中央値未満貧困線以上を区分2、貧困線未満を区分3として分類しました。

⑫家計の状況

◆相対的に貧困とされる層（「区分3（貧困線未満）」）では、就学前児童、小学生児童ともに赤字と回答する割合が全体を上回ります。

▼家計の状況

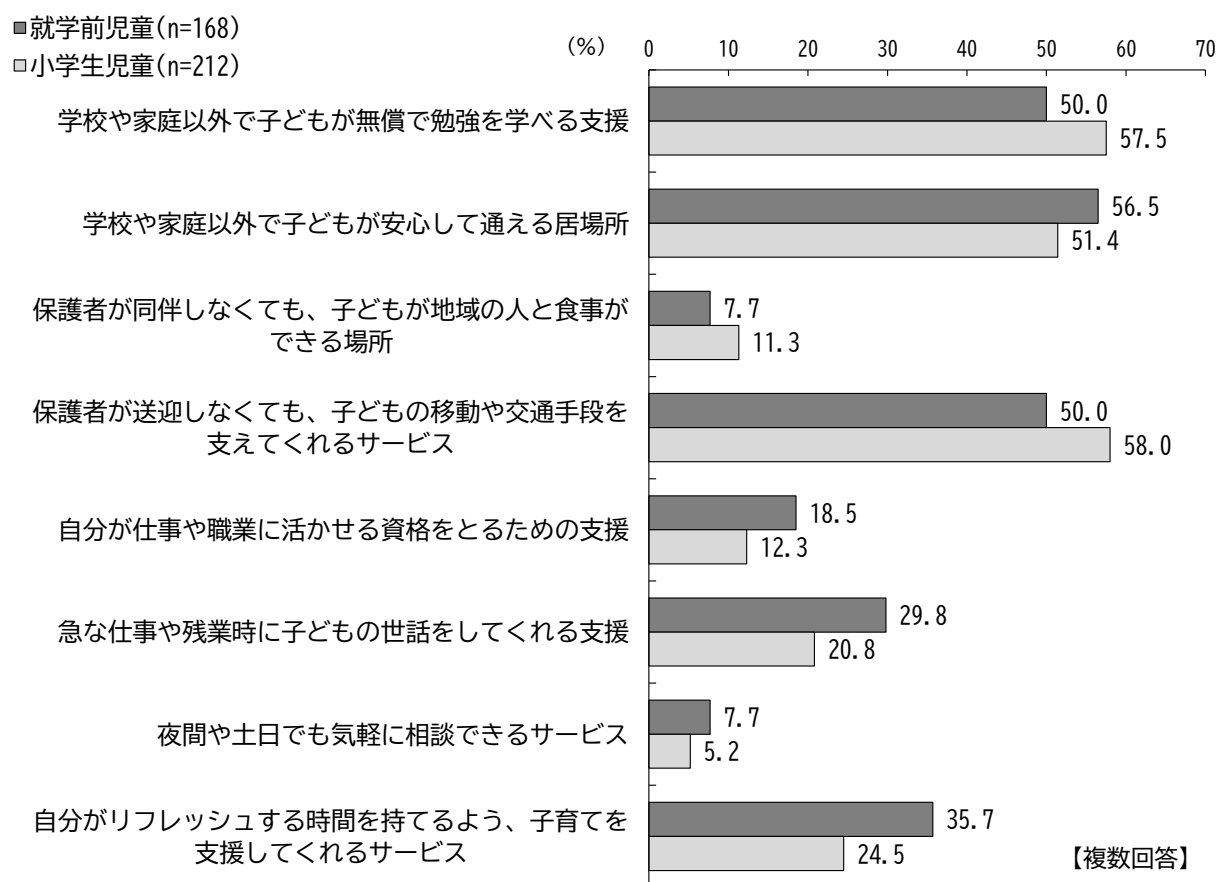


⑬子どもにとってあったらよいと思う支援

◆就学前児童では「学校や家庭以外で子どもが安心して通える居場所」(56.5%)が最も多く、次いで「学校や家庭以外で子どもが無償で勉強を学べる支援」及び「保護者が送迎しなくても、子どもの移動や交通手段を支えてくれるサービス」(同率50.0%)が続きます。

◆小学生児童では「保護者が送迎しなくても、子どもの移動や交通手段を支えてくれるサービス」(58.0%)が最も多く、次いで「学校や家庭以外で子どもが無償で勉強を学べる支援」(57.5%)、「学校や家庭以外で子どもが安心して通える居場所」(51.4%)が続きます。

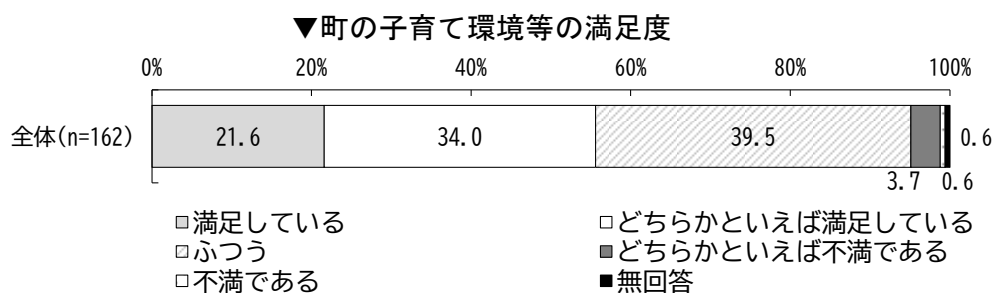
▼子どもにとってあったらよいと思う支援



(3) 若者（15～34 歳）調査結果の概要

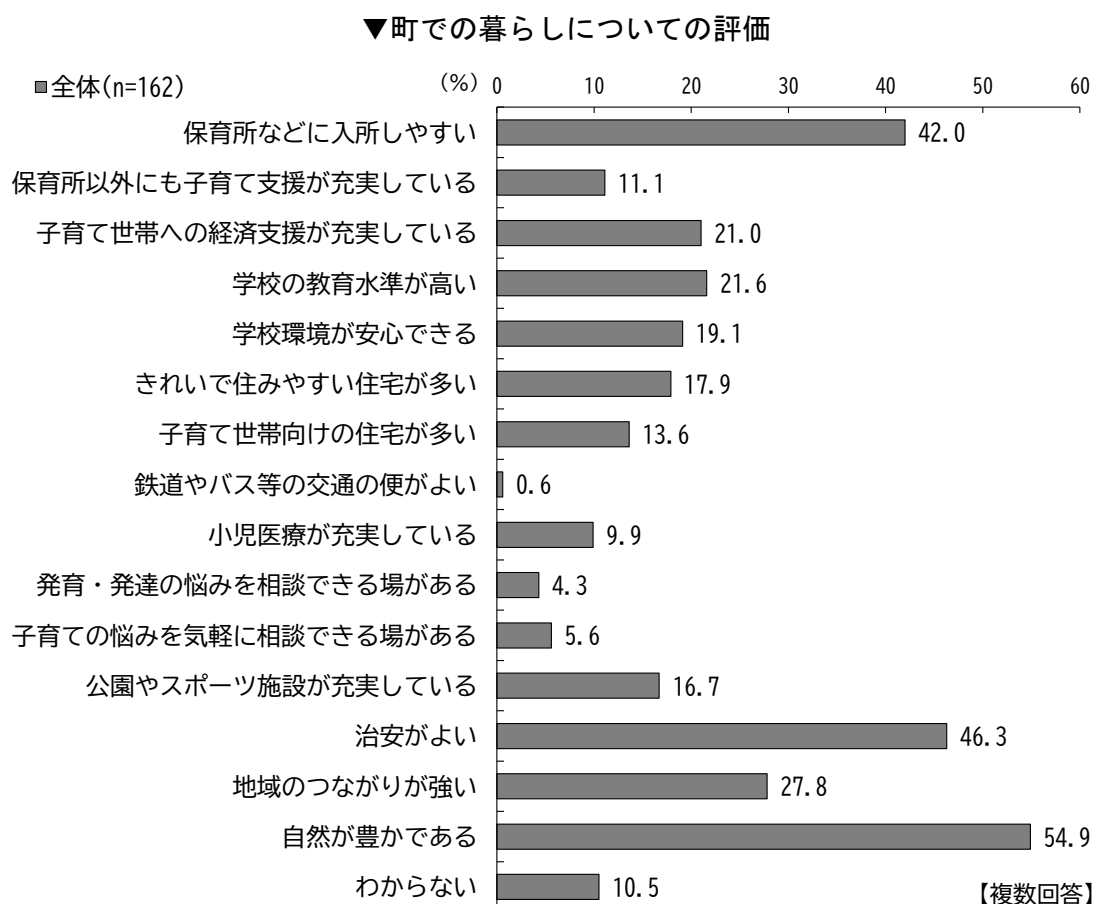
①町の子育て環境等の満足度

◆「ふつう」が 39.5%で最も多く、『満足』（「どちらかといえば満足している」34.0%と「満足している」21.6%の合計）が 55.6%、『不満』（「どちらかといえば不満である」3.7%と「不満である」0.6%の合計）は 4.3%となっています。



②町での暮らしについての評価

◆「自然が豊かである」(54.9%) が最も多く、次いで「治安がよい」(46.3%)、「保育所などに入所しやすい」(42.0%) などが続きます。

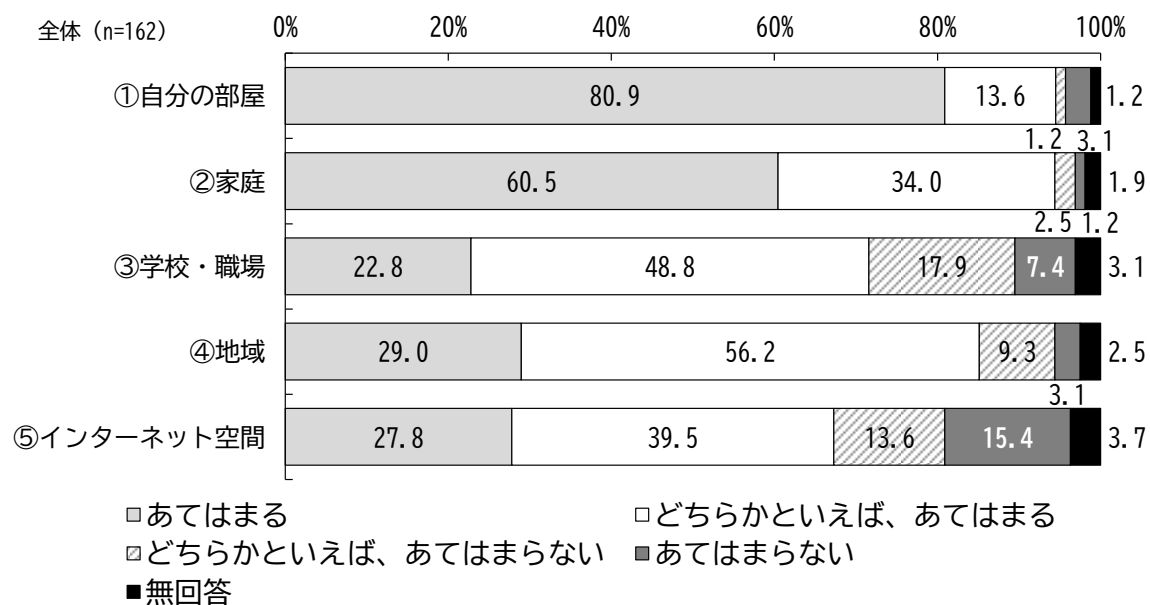


③あなたの居場所

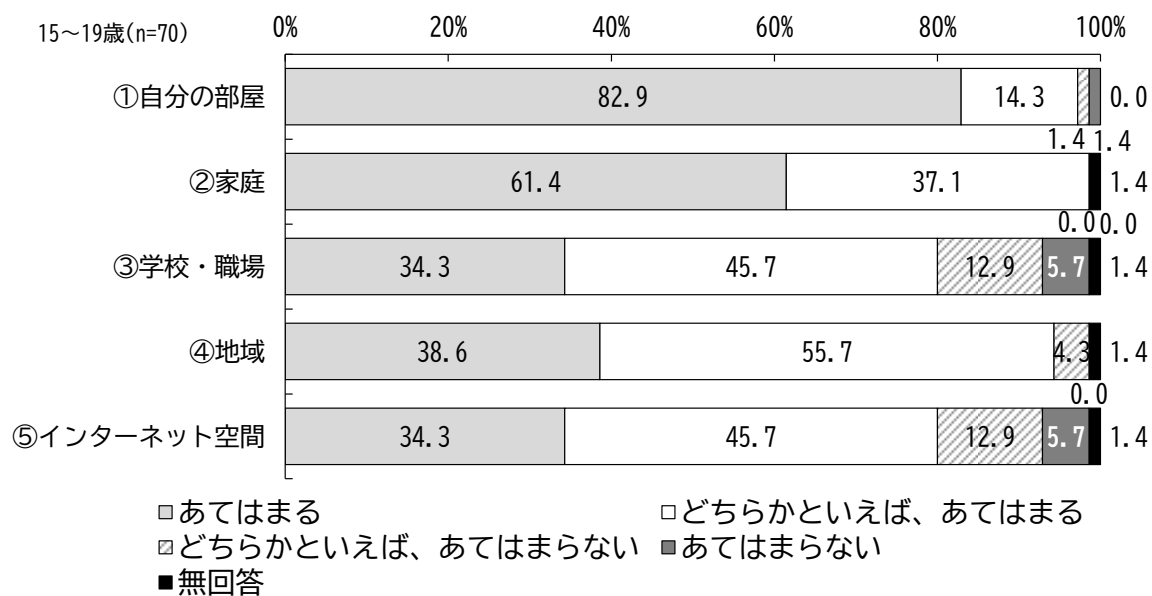
◆「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」をあわせた回答者にとっての居場所は①自分の部屋及び②家庭が94.5%（同率）で最も多く、次いで「④地域」（85.2%）、「③学校や職場」（71.6%）、「⑤インターネット空間」（67.3%）の順となっています。

◆15～19歳の回答をみると、回答者にとっての居場所は②家庭が98.5%で最も多く、次いで①自分の部屋（97.2%）、「④地域」（94.3%）、「③学校や職場」及び「⑤インターネット空間」（同率80.0%）の順となっています。

▼あなたの居場所



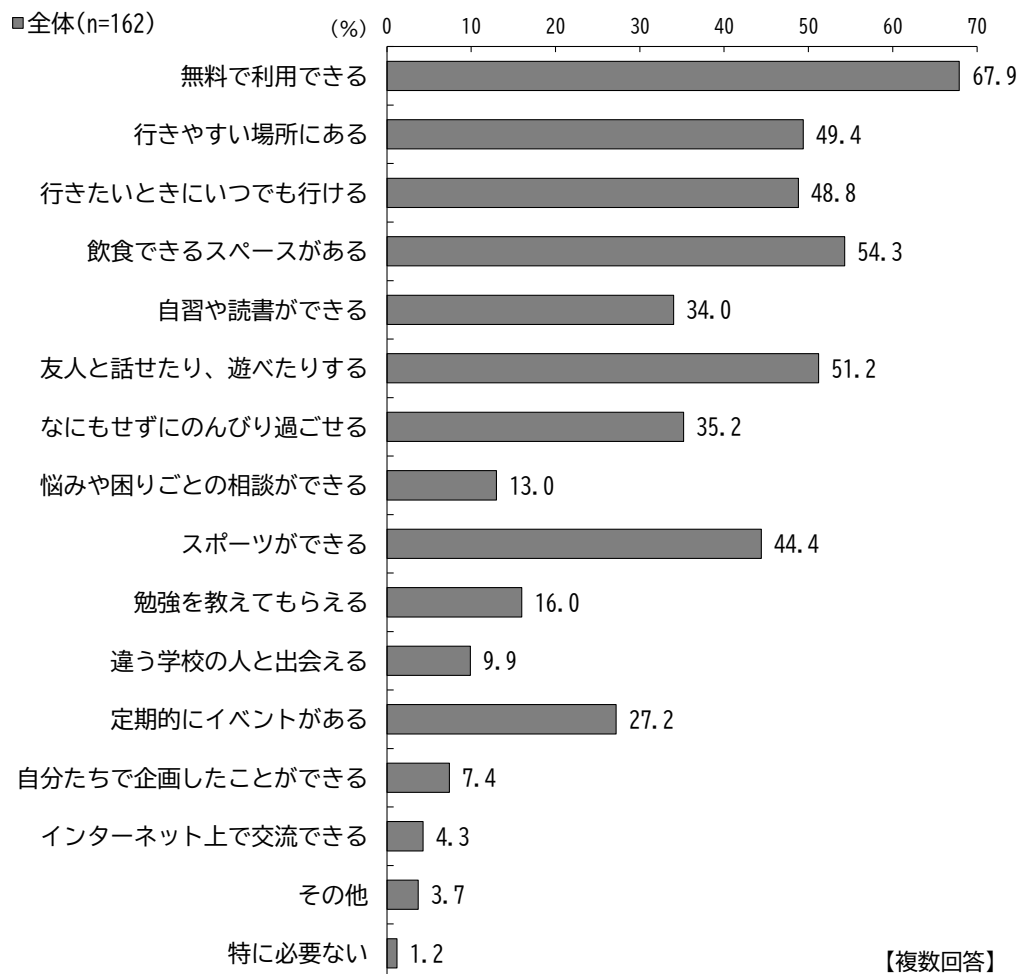
▼あなたの居場所（年齢別：15～19歳）



④若者のための場所

◆若者のための場所としてどのような場所がよいかをたずねたところ、「無料で利用できる」(67.9%)が最も多く、次いで「飲食できるスペースがある」(54.3%)、「友人と話せたり、遊べたりする」(51.2%)が続きます。

▼若者のための場所



3. 第2期計画の実施状況

(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の事業実績

第2期計画で設定した整備目標量に対する主な実績は次のとおりとなります。

■保育所入所児童数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	箇所	3	3	3	3	3
	定員	500	500	500	500	500
実績値	箇所	3	3	3	3	3
	入所児童数（3月末）	315	281	271	272	263

■ファミリーサポートセンター		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	1	1
	提供会員	17	17	17	17	17
	依頼会員	51	53	48	51	62
	利用件数	26	5	0	20	0

■放課後児童クラブ		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	クラブ数	3	3	3	3	3
	定員	180	180	180	180	180
実績値	クラブ数	3	3	3	3	3
	登録者数（4月）	184	174	177	182	221
	登録者数（8月）	146	168	176	171	225

■一時保育		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	箇所	3	3	3	3	3
	定員	9	9	9	9	9
実績値	箇所	3	3	3	3	3
	年間利用者数（延べ）	217	465	237	609	403

■地域子育て支援センター		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	1	1
	どんぐりひろば開催回数	17	19	21	24	24
	どんぐりひろば参加人数	234	188	180	308	163

■延長保育		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	箇所	3	3	3	3	3
	定員	15	15	15	15	15
実績値	箇所	3	3	3	3	3
	申請者数	159	146	135	147	119
	年間利用者数（延べ）	693	717	938	962	685

保育所利用児童数（4月1日現在）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	中島保育所	55	56	63	59	47
	川北保育所	119	102	98	101	103
	橘保育所	105	85	79	73	79
	合計	279	243	240	233	229

（２）第２期子ども・子育て支援事業計画の主な取り組み・課題

基本目標１ 地域の温かいまなざしに包まれて、楽しく子育てができるまちづくり

◆各事業共通の課題について ○新型コロナウイルス感染症のまん延により各種事業実施が制限され、実施できなかった事業もありましたが、現在はコロナ前に戻りつつあります。生活様式やニーズが多様化していることから、これらに対応する体制の整備が課題となっています。 ◆こどもの居場所について ○令和6年4月にサンフィールド川北（多目的運動公園）が完成し、多くのこどもたちに利用されています。 ○町中心部に施設が集中していることから、施設相互の効果により住民交流の機会の場となっている。 ○令和5年から手取川いきいき教室と夏休みいきいき体験ウィークをあわせて、手取川いきいき体験教室として開催しました。課題として教室を開催できる地域の人材の確保が挙げられます。 ◆児童虐待について ○令和3年に川北町子ども家庭総合支援拠点を開設し、進行管理会議を2か月に1回開催しています。 ○11月の児童虐待防止対策推進月間にあわせて、オレンジリボンキャンペーンを実施しています。 ○子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業を令和5年度から開始しています。 ◆障がい児福祉について ○障がい児福祉に関して、母子保健・障がい福祉・医療・保育（児童福祉）・教育など関係機関との横断的な連携、切れ目のない一貫した支援体制が必要となっています。

基本目標2 働きながら安心して子育てができるまちづくり

◆保育サービスについて

○新たに実施した”わくわくチャレンジ”など幼保一元化にも対応できる体制を整えました。また、保育所ICT化に取り組み、業務改善を図りました。さらに、保育士がより子どもたちに向き合えるように保育補助を新たに採用するなど処遇改善にも努めてきました。

◆ワーク・ライフ・バランスについて

○仕事と子育ての両立を支えるため、延長保育・土曜一日保育を継続して実施しています。また、家庭における子どもとの時間の大切さを含めた適正な保育利用についての文書を配布し、意識の変容を促すことにも努めました。

◆母子保健について

○妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行うとともに、妊娠判定受診費用助成、出産・子育て応援給付金など経済的支援を新たに行いました。

基本目標3 明日の郷土を担う心身ともにたくましい人づくり

◆教育について

○学校・教育環境等の整備の一環として、GIGAスクールを取り入れ、学ぶ意欲・思考力・判断力・表現力を培うことを実施してきました。

○コミュニティスクール推進協議会とコミュニティスクール運営協議会が一体となって地域学校協働活動を実施してきました。

基本目標4 子どもたちが安全で安心して遊び・暮らせるまちづくり

◆住環境について

○町の集落周辺は農業振興地域が多く、宅地化が難しい中、川北町新築住宅取得奨励金や地区主体による住宅用地整備事業に対する支援など住宅の確保を進めました。

◆道路環境について

○集落内の道路は非常に狭く、歩行空間の確保が必要となっています。

◆公園について

○コミュニティ&スポーツ公園は多目的に活用が可能な公園として整備されているが、一部の施設については活用しきれていない。

◆交通安全について

○チャイルドシート助成事業、児童用自転車ヘルメット購入費助成事業などによる意識啓発と利用促進を図ってきました。

◆防犯について

○令和6年度から防犯カメラ設置補助制度を創設しています。

4. 課題の整理

人口等の動向、アンケート調査結果、第2期計画での取り組み等を踏まえ、本計画で対応すべき課題等を整理すると次のとおりとなります。

(1) 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくりについて

妊娠期から子育て中の多くの保護者が、子育てについて不安等を抱えている中で、子育て世帯の不安感や負担感の軽減を図るため、妊娠から子育てまで切れ目のない支援体制づくりを進めることが重要です。

今後も、気軽に相談ができる体制の充実や、子育てに関する情報発信の充実を図るとともに、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えられるよう、母子保健事業や子育て支援事業の充実が必要です。

(2) 子育てと仕事の両立を支援する環境づくりについて

近年、児童数は減少傾向で推移していますが、就労する母親、共働き家庭の児童数の増加により、保育ニーズ、放課後児童クラブへのニーズが年々高まっており、受け皿の確保が課題となっています。

また、仕事と家庭の両立について、母親の育児休業取得率は制度の着実な定着が図られてきたものの、父親の取得率が低いことが課題となっています。

今後も、保護者が仕事をしながら充実した子育て期間を過ごすことができるよう、国の方針等への対応を踏まえ、保育サービスの充実を図り、希望する施設等や制度が利用できる環境づくりなど仕事と子育ての両立に向けた支援の充実を図るとともに、男女ともに育児休業を取得しやすい環境づくりを目指すために、事業所への啓発を行っていくことが必要です。

また、家庭内においては、男女が互いを尊重しながら仕事・家事・子育てに取り組むとともに、父親の家事・育児への参画促進を図っていくことが必要です。

(3) 地域における子育て支援の充実、こどもの居場所づくりについて

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、こどもが健全に成長していくためには、地域全体での子育て支援が不可欠です。また、こどもの居場所づくりが求められている中、安全・安心に過ごし、多様な体験等ができる場の確保が必要となっています。

今後も、こどもや子育て世代の居場所を創出し、親同士や地域とのつながりを育むとともに、住民、事業者、行政などが連携し、多方面から子育てを支えていく地域社会を築いていくことにより、こどもが健やかに成長し、親がこどもを育てる喜びを実感できる環境づくりを進めていくことが必要です。

（４）支援が必要な子どもへの対応について

子育て家庭を取り巻く環境が変化し、子育てに対する不安感や負担感が高まっており、全国的に相談件数などが増加傾向にあります。

今後も、こどもの権利について啓発を図り、こども一人ひとりの最善の利益が尊重される地域社会をつくっていく必要があります。また、発達に支援が必要なこどもの顕在化、こどもの貧困対策など、支援の必要なこどもを守る仕組みづくりが求められており、今後は、こうした支援が必要なこどもやその家庭に対し、健やかに成長することのできる環境をつくっていく必要があります。

第3章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

こどもは、家族のかけがえのない存在であるとともに、社会全体の財産であり、これからの社会を担う力として大きな存在です。

本町においては、第2期計画に基づき、子ども家庭総合支援拠点の開設による相談支援体制の充実をはじめ、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業など各種保育サービスの充実、放課後児童クラブなどの放課後児童対策の充実など、子育て支援体制の充実を推進してきました。

しかし、本町においては、人口減少とともに、核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化などの要因により、こどもを持つ親の孤立化がみられます。

このため、こどもを生みやすい環境づくりを進めるとともに、子育てしやすい環境づくりを進め、子育ての喜びを実感することができる地域づくりがこれまで以上に求められています。

また、こどもの権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しする「こどもまんなか社会」の実現が求められる中、こどもたちが自分の能力を生かし、希望をかなえることができる社会をつくることは、未来の担い手を育てることにもつながります。

本計画では、国の「こども大綱」を踏まえ、子育てにかかわる親、家庭、地域、行政などが協力して、安心してこどもを生み育てられる環境づくり（子育て家庭への支援）とともに、自分らしく、心も体もすこやかにこどもが育つ環境づくり（こどもの育成支援）について、総合的な取り組みを推進していきます。

基本理念

こども・若者がたくましく育ち すこやかに暮らせるまち 川北

2. 基本目標

基本理念に基づき、本計画において取り組んでいくべき施策展開の基本的な目標は次のとおりとなります。

基本目標2については、こども大綱を踏まえ、ライフステージ（妊娠期から幼児期、学童期・思春期、青年期）ごとに施策を整理し、その推進を図ります。

基本目標1 子育て・こどもの育ちを支援する環境づくり

こども一人ひとりの権利が尊重され、虐待からこどもを守るとともに、発達に支援が必要なこどもやひとり親世帯への支援、経済的困難を抱える家庭への支援を図ります。

また、こどもが放課後などにおいて、安全・安心に過ごし、多様な体験等ができるよう、こどもの多様な居場所づくりを進めます。

基本目標2 健やかな成長に向けた環境づくり

母親が安心してこどもを生み、こどもの健やかな成長を支えるため、妊娠期から子育て期まで母子の健康づくりを支援するとともに、利用者のニーズに応じた各種保育サービスの充実を図ります。また、教育の充実やこどもが健やかに成長することができる環境づくりを進めます。さらに、若者の結婚、就労、定住できる環境づくりに取り組みます。

基本目標3 安心して子育てができる環境づくり

子育てを難しくする要因となる経済的な負担の軽減に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの普及など働きやすい環境づくりや子育てにおける男女共同参画の促進を図ります。また、身近な地域でのこどもの育成環境の向上を図るとともに、子育てしやすい生活環境の整備、交通安全、防犯、防災などの安全対策を進めます。

3. 施策体系

基本目標	施策方針	基本施策
基本目標 1 子育て・こどもの育ちを支援する環境づくり	(1) こどもの権利の保障と意見反映	①こどもの権利などの啓発活動の推進 ②こども・若者の意見聴取と施策への反映
	(2) 多様な居場所の確保	①放課後児童クラブの充実 ②こどもの遊び場・居場所づくり ③公園の充実
	(3) 困難を抱えるこども・家庭への支援	①経済的困難を抱える家庭への支援 ②ひとり親家庭等への支援 ③障がい児施策の充実
	(4) 児童虐待の防止とヤングケアラーへの支援	①児童虐待防止の推進 ②ヤングケアラーへの支援
基本目標 2 健やかな成長に向けた環境づくり	(1) 妊娠期から幼児期までの支援	①こどもや母親の健康の確保 ②食育の推進 ③保育サービスの充実 ④小児医療の充実
	(2) 学童期・思春期における支援	①学校教育の充実 ②思春期保健対策の充実 ③次世代の親の育成
	(3) 青年期における支援	①出会いや結婚の支援 ②若者の就労支援 ③若者の移住・定住促進
基本目標 3 安心して子育てができる環境づくり	(1) 子育て・教育の経済的負担の軽減	①妊娠・出産に関する経済的負担の軽減 ②子育てにかかる経済的負担の軽減 ③教育にかかる経済的負担の軽減
	(2) ワーク・ライフ・バランスの促進	①働きやすい職場環境づくりの促進 ②家庭生活での男女共同参画の推進
	(3) 地域における育成支援	①子育て支援センターの充実 ②家庭・地域における教育力の向上 ③スポーツ活動の推進 ④こどもの読書環境の充実 ⑤児童の健全育成 ⑥世代間交流の促進
	(4) 子育てを支援する生活環境の整備	①住宅環境の整備 ②道路環境の整備 ③安心して外出できる環境の整備 ④移動手段の確保
	(5) 安全対策の推進	①交通安全対策の推進 ②防犯対策の推進 ③防災対策の推進

第4章 施策の展開

基本目標 1 子育て・こどもの育ちを支援する環境づくり

(1) こどもの権利の保障と意見反映

主な取り組み	内容
①こどもの権利などの啓発活動の推進	○こどもの権利についての啓発を図るとともに、権利を尊重する意識づくりを進めます。 ○人権に関する学習機会の提供や講演会等の開催に努めます。
②こども・若者の意見聴取と施策への反映	○こども・若者の意見を聴取する機会を確保するとともに、こども・若者の意見を町政に反映させる仕組みづくりを検討します。

(2) 多様な居場所の確保

主な取り組み	内容
①放課後児童クラブの充実	○地域の子育て支援の拠点施設としての機能をさらに高めるべく、保護者の要望に添った柔軟な児童館及び放課後児童クラブの運営に努めます。
②こどもの遊び場・居場所づくり	○町内3つの児童館を子育て支援の施設として活用する取り組みを進めます。 ○照明のLED化など児童館の計画的な修繕を図り、こどもの居場所としての環境改善に努めます。 ○こどもの居場所として川北町立図書館の利用を促進します。 ○全天候型施設の整備について検討を進めます。 ○デジタル技術を活用し、施設全体をより利用しやすいように包括的な環境づくりを整えます。
③公園の充実	○サンフィールド川北（多目的運動公園）の適正な維持管理、利用促進を図ります。 ○大型遊具（インクルーシブ遊具）の整備を図ります。 ○コミュニティ&スポーツ公園、小中学校のグラウンドや地域の小公園などの身近な広場について、既設の遊具の安全点検を行い、こどもたちが安全で安心して遊べる場づくりに努めます。

(3) 困難を抱えるこども・家庭への支援

主な取り組み	内容
①経済的困難を抱える家庭への支援	○貧困にある、あるいは貧困に陥る可能性のあるこどもや家庭の声を受け止め、各種制度に結びつけていくため、関係機関との連携のもと、相談支援体制の充実に努めます。 ○すべてのこどもの健やかな成長を切れ目なく支援していくとともに、こどもが安心して過ごすことができるよう、居場所づくりの整備や生きる力を育む取り組みに努めます。 ○世帯の経済格差が教育格差につながることがなく、すべてのこどもたちに教育を受ける機会を提供できるよう努めます。 ○各種支援制度の実施により暮らしの安定を図るとともに、保護者の就労及び生活を支援し、貧困にある、あるいは貧困に陥るおそれのあるこどもとその家庭の自立支援に取り組みます。
②ひとり親家庭等への支援	○子育て支援センターを窓口とする子育てや児童の健全育成に関する相談はもとより、生活の安定に向けた相談援助体制の充実に努めます。 ○県・関係機関と連携し、事例が発生した場合に速やかに対処できる体制づくりと制度の充実に努めます。 ○ひとり親家庭等に対する保育所や放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターの利用料の軽減や奨学金制度、学習支援事業などを継続するとともに、さらなる支援の充実にについても検討を進めていきます。
③障がい児施策の充実	○近隣市町のサービス事業所と連携をとり、ライフステージに沿って、地域の保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就学支援など関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。 ○本人と家族に寄り添った医療的ケア児の支援拡充につなげ、医療や教育など多分野・多機関にわたる医療的ケア児の支援が切れ目なく実施される体制の構築を図ります。

(4) 児童虐待の防止とヤングケアラーへの支援

主な取り組み	内容
①児童虐待防止の推進	○「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」における、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置を図り、相談支援体制の強化を図ります。 ○虐待予防の視点に立った妊娠中からの一体的な支援に取り組むため、相談体制及び家庭支援のための児童福祉サービスの充実を図ります。 ○地域での虐待などに関する相談・通告を集約し、迅速に対応できるよう、川北町虐待防止等対策連絡協議会を中核として県の児童相談所、町内の関連諸機関と連携し対処していきます。 ○相談窓口の充実や、孤立しがちな保護者も参加しやすい集いの場の提供といった、保護者同士による交流の場の充実にも継続して努めていきます。 ○児童虐待防止に向けた啓発を進めるとともに、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」や子育て相談窓口等の周知を図ります。
②ヤングケアラーへの支援	○子育て世帯訪問支援事業など新規事業の実施により、不安・負担を抱えたヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに支援を図ります。

基本目標 2 健やかな成長に向けた環境づくり

(1) 妊娠期から幼児期までの支援

主な取り組み	内容
①こどもや母親の健康の確保	○妊産婦に対して母子保健手帳の交付、妊婦一般健診、妊婦健康相談や訪問指導の実施を通して、妊産婦の健康管理体制の充実を図ります。 ○出産後の乳幼児健診や乳幼児の発達支援事業等の子育て支援を通して、乳幼児と母性の健康を確保し、母親としての自覚と育児力の向上に努めます。 ○リスクのある妊産婦と新生児の把握を重点に、サポート体制を充実させます。 ○各種健診の受診率向上を図るべく、健診実施体制について検討を進めます。 ○多くの親子が集まる健診の場の活用や「わくわく子育て教室」などの場を通じて、子育てに関する不安や悩み等に対する相談体制の提供、地域の仲間づくり等に関する情報提供等の充実に努め、父親の育児参加をさらに促進する機会の充実に図ります。 ○子育てアプリや広報紙、ホームページ、パンフレット等の活用により、こどもの疾病予防についての知識の普及や、肥満、生活習慣病予防のための食生活改善や運動の大切さなどについての普及啓発を図ります。 ○令和8年度から全国展開される母子保健DX（母子健康手帳の電子化を含む）について、体制整備を図ります。
②食育の推進	○乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着を図るため、川北町保健センターにおいて、乳幼児に対して、健診時の栄養指導の充実を図ります。 ○妊産婦に対して、母親教室等を通して、食生活の改善に向けた学習の機会や情報提供の充実に努めます。 ○保育所・学校教育において、地域に根ざした給食の推進（地場野菜、安全な食材、旬の食材の導入等）を行い、保育所・学校、家庭、地域が一体となり、親子での料理教室に取り組める機会等を充実させます。
③保育サービスの充実	○通常保育のほか、延長保育、乳児保育、一時保育を実施しています。休日保育や病後児保育については、ファミリー・サポート・センターとの連携等により、保護者の子育て環境の変化に柔軟な対応を図ります。 ○わくわくチャレンジ事業など特色ある事業を展開することにより、保育の質を高め、保育士・こどもたち双方が共に育つ「共育」を実践できる環境づくりに努めます。

主な取り組み	内容
	○保育業務支援システムの充実を図り、さらなる業務改善に努めるとともに処遇改善に努めます。 ○照明のＬＥＤ化など老朽化が進む保育所の修繕・改修など保育環境改善に努めます。 ○様々な保育サービスが利用者の要望にそったものになっているか検討・評価し、保育サービス向上のための自己評価体制の確立を図ります。 ○「マイ保育所登録制度」の周知に努め、県と連携し、事業の適切かつ効果的な取り組みを推進します。 ○第３期の子ども・子育て支援事業計画から新規に開始される事業については、その周知と実施体制の構築を図り、子育て支援サービスの充実を図ります。 ○教育・保育施設において、こどもの人権侵害や児童虐待につながるおそれのある不適切保育の未然防止に努めます。
④小児医療の充実	○町内に小児医院がないことから、近隣の市の小児科医を中心としたこどもの健康を守るためのネットワークの構築に向け、医師会をはじめ、関係機関の協力の下で継続して検討を進めます。 ○こどもの急な病気に対応するため、休日や夜間の初期医療施設である南加賀急病センターの利用をはじめ、休日当番医情報や夜間小児救急電話相談の周知にも努めていきます。

（２）学童期・思春期における支援

主な取り組み	内容
①学校教育の充実	○学校教育において「生きる力」を育成していくため、小中学校が連携して活動する取り組みを継続的に推進しています。 ○まちの先生を活用し、こどもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲・思考力・判断力・表現力まで含めた確かな学力を培うための「学びの基礎づくり」を実践しています。 ○体験型学習では、手取川を活用した企画「手取川プラン」を実施します。 ○生きる力を伸ばすために、こどもたちが社会で主体的に生きていけるような知識・技能を身につけられる場の提供を目指し、その対応を検討していきます。 ○こどものこころの問題については、学校や「スクールカウンセラー」と専門機関とが連携を密にし、家庭とともにこどもたちの心のケアを実施できる体制の整備をさらに検討していきます。 ○コミュニティスクール推進協議会とコミュニティスクール運営協議

主な取り組み	内容
	会が一体となって地域学校協働活動を実施します。

主な取り組み	内容
②思春期保健対策の充実	○「命の大切さ」などをテーマとした講演（授業）を実施し、生命の誕生を通して、一人ひとりの命の大切さを考えること、思春期のメンタルヘルス・性教育に対する取り組みとしても重要な事業となっており、小中学校と連携して継続していきます。 ○喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題について専門家の養成及び相談体制の充実を図り、保健・医療・教育の各機関や保護者等による思春期対策のネットワークを整備し、青少年の悩みや不安へのサポート体制の整備充実に努めます。
③次世代の親の育成	○こどもたちが乳幼児とふれあうことができる場づくりの実施に努めるとともに、小学校高学年から中・高校生がこどもを生み育てることの意義や、生命を育むことの大切さ等について理解できる学習機会の充実を継続して進めます。

（３）青年期における支援

主な取り組み	内容
①出会いや結婚の支援	○結婚を希望する若者の出会いの場の創出や結婚、新生活に対する支援を進めます。
②若者の就労支援	○若者の定住促進と地域社会を担う人材確保を図るため、地域産業に就職した若者に対する奨学金返還の支援を行います。 ○県などの関係機関及び地元企業との連携を図りつつ、優良企業の誘致により安定した雇用環境の確保に努めます。 ○農業経営に意欲のある農業者や集落営農の法人化、若い新規就農者を支援し、地域・町ぐるみによる担い手の育成を推進します。
③若者の移住・定住促進	○豊かな自然と調和した生活環境の整備・充実を図るとともに、住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けることができる環境を創出・充実することにより、定住の促進を図ります。 ○新築住宅取得奨励金制度など町内での住宅取得への支援を行います。 ○イベントや地域活動を通じて、若者の地域とのつながりの醸成を図ります。

基本目標 3 安心して子育てができる環境づくり

(1) 子育てにかかる経済的負担の軽減

主な取り組み	内容
①妊娠・出産に関する経済的負担の軽減	○不妊治療費助成、不育症治療費助成の周知に努め、不妊治療を行う人への経済的な支援に努めます。 ○出産祝金、出産・子育て応援金の支給、産後ケア費用の助成、産前・産後ヘルパー費用など出産前後の経済的負担の軽減を図ります。
②子育てにかかる経済的負担の軽減	○子ども医療費の助成、予防接種費用の助成、ひとり親家庭の放課後児童クラブ保育料の減免等を実施し、こどもを持つ家庭の経済的な負担の軽減を図ります。
③教育にかかる経済的負担の軽減	○就学援助費、奨学金返還支援事業など教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

(2) ワーク・ライフ・バランスの促進

主な取り組み	内容
①働きやすい職場環境づくりの促進	○働きながら子育てをしている人が、職場において不利な扱いをされることがなく、できるかぎり子どもと長く同じ時間を共有することができるよう、事業主等に対し、育児休業に関する様々な制度の実施について意識啓発に努めます。 ○男女ともに育児休業を取得しやすい職場環境づくり、事業所内の託児所設置など、子育てしながら働きやすい環境づくりの促進を図ります。
②家庭生活での男女共同参画の推進	○石川県男女共同参画推進員を中心に「女性の社会進出」「男性の家事・育児参加」という町民にとって身近なところから啓発活動を行います。 ○男性も参加しやすい講座や教室を開催し、家事・育児の場面で活用できる学び・経験を提供していきます。

(3) 地域におけるこどもの育成支援

主な取り組み	内容
①子育て支援センターの充実	○子育て支援センターとしての機能をさらに充実させるための施設整備に努めるとともに、相談活動やふれあいの場の提供を継続していきます。

主な取り組み	内容
②家庭・地域における教育力の向上	○親が集まる多様な機会を通し、こどもたちの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供を行っていきます。 ○家庭や地域の教育力を高める施設や人材など地域資源を有効に活用しながら、こどもたちが学び育つ環境の整備と事業を継続していきます。
③スポーツ活動の推進	○文化的活動やスポーツ活動を通じて、学校教育では得られない学びを体験できることから、今後も活動の促進を図ります。
④こどもの読書環境の充実	○ブックスタート事業や図書館における講座や読み聞かせなど、乳児期から本に親しむ環境づくりを進めます。
⑤児童の健全育成	○大人がこどもたち一人ひとりを温かく見守りながら励ましや助言を行い、地域の連帯感や教育力を高めていく取り組みを推進します。 ○健全育成活動の継続と活性化を図るため、地域住民の参画を促すとともに、こどもを取り巻く状況について、学校やPTA、地域、行政等が連携を密にし、情報を共有することにより、地域ぐるみで児童の健全育成を推進します。
⑥世代間交流の促進	○地域でのふれあい活動を促進するために、高齢者から指導を受けながら学ぶ生涯学習事業などの実施に向けて検討していきます。 ○地域と児童間の交流を図る「児童館フェスタ」、「児童館まつり」の開催などさらなる地域・世代間交流に努めます。 ○若者とこどもとの交流機会の確保を図ります。 ○コミュニティスクールを活用した人材発掘に努めます。 ○こどもを中心に多世代が交流しつつ食卓を囲む「こども食堂」の取り組みを積極的に支援します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

主な取り組み	内容
①住宅環境の整備	○良好な住環境を提供するため、地域とさらに連携し、集落周辺の宅地化を推進します。
②道路環境の整備	○安全な道路環境の整備に向け、歩道の設置や段差の解消、街灯・防犯灯の整備などに努めます。 ○集落内の道路の速度抑制対策を進めるとともに、道路の拡幅または歩行空間の確保を図ります。 ○積雪対策として、幹線道路の通学路の優先除雪と歩道の除雪対策を実施し、冬季の道路の安全確保を図ります。
③安心して外出できる環境の整備	○妊産婦やこども連れの親、こどもたちをはじめ、高齢者、障がい者、すべての人が安心して外出できるようなまちづくりを進めます。 ○歩行空間、河川空間のバリアフリー整備やユニバーサルデザインによる公園整備等について検討するとともに、積極的に情報提供の促進を継続して推進します。
④移動手段の確保	○町の実情に即した公共交通対策のあり方を検討し、自動車を運転しない人も気軽に外出できる環境づくりを推進します。

(5) 安全対策の推進

主な取り組み	内容
①交通安全対策の推進	○交通安全意識の啓発に向け、交通安全教室を保育所・小学校・地域等と連携を図りながら開催します。 ○自転車乗車時のヘルメット着用やチャイルドシートの利用促進の啓発を図るとともに、チャイルドシート助成事業や児童用自転車ヘルメット購入費助成事業による運転時の着用促進を図ります。 ○安全な交通環境の確保を図るため、関係機関との安全点検を実施し、通学路等の交通安全施設の維持・整備を行います。 ○各保育所の散歩コースの安全点検についても実施し、さらなる安心、安全の充実に努めます。
②防犯対策の推進	○こどもを犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには、町や警察をはじめとする関係機関、団体が一体となって協力し、地域での防犯対策の強化を図ります。 ○通学路への防犯カメラの整備などを進めます。

主な取り組み	内容
③防災対策の推進	○地域の自主防災組織と連携しながら、避難所でのマニュアルや災害発生時の行動計画の策定などを推進します。 ○町全体の安全・安心対策として、情報伝達手段の整備・活用の充実・強化を図ります。 ○各学校において自然災害に対応した通常の避難訓練に加えて、地震、不審者に対する避難訓練を行います。

第5章 子ども・子育て支援事業計画における量の見込み・確保内容

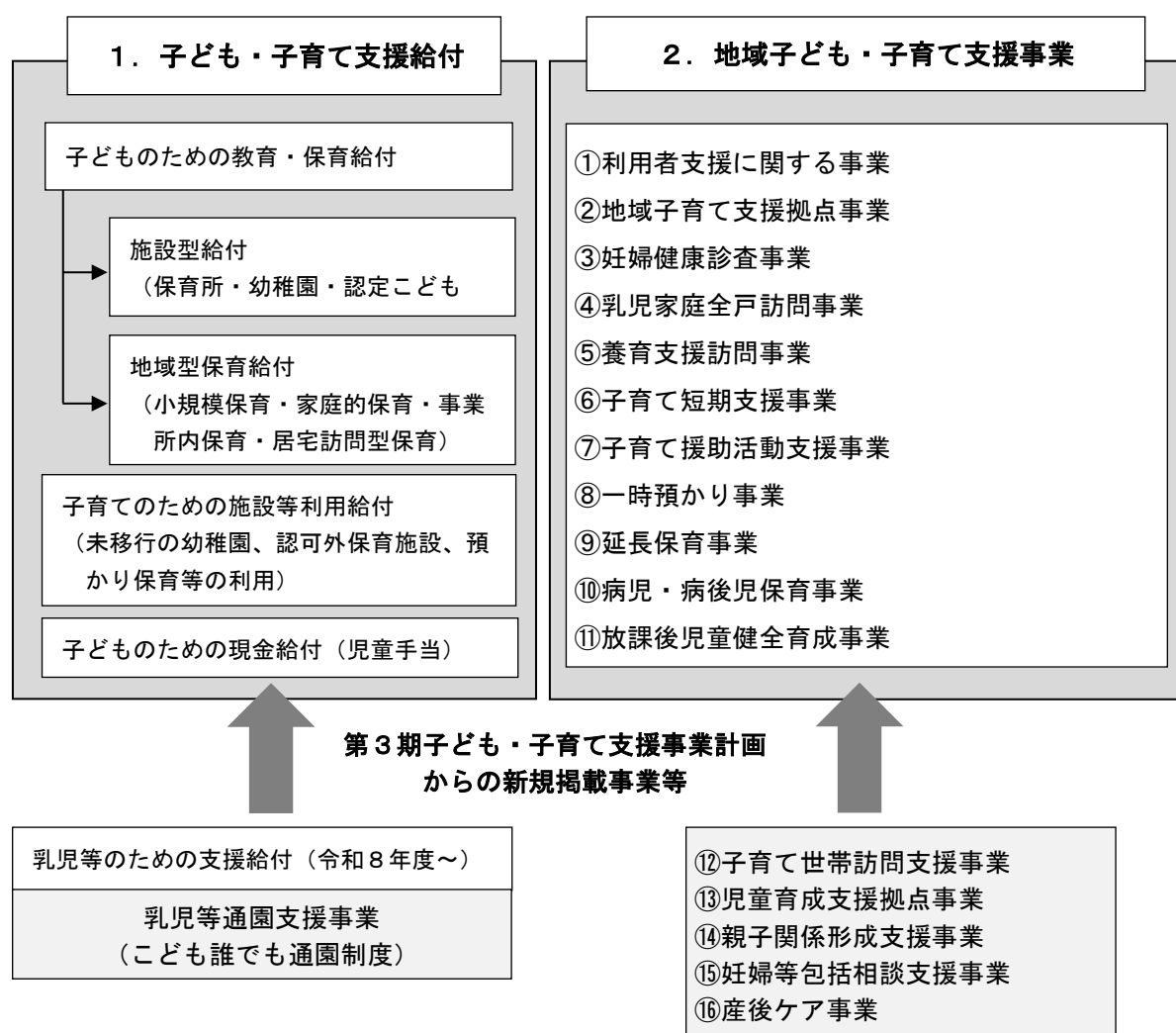
1. 子ども・子育て支援事業等について

(1) 本計画における給付・事業について

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は国が示す基本指針に即して、市の教育・保育提供地域ごとの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業等について、量の見込み・確保内容・実施時期を定めることとされています。

本計画においては、第2期計画から継続する給付・事業のほか、関連法の改正による新規掲載事業について、量の見込みの算出方法等を示す国の手引きを踏まえた量の見込み・確保の内容等を設定し、計画的な実施を進めます。

▼本計画における給付・事業について



（２）教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すことが定められています。

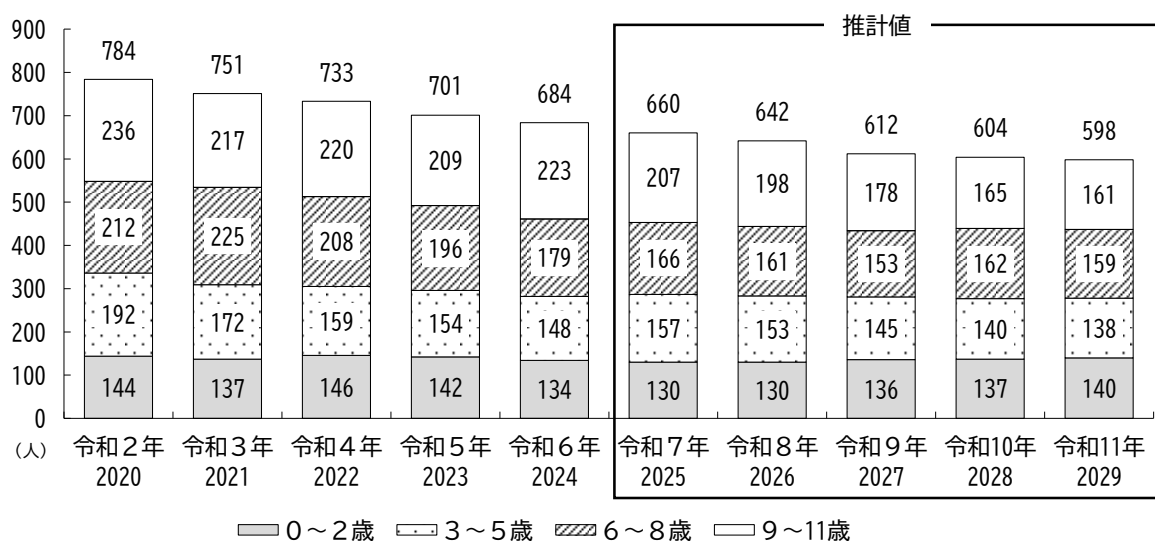
本町においては、教育・保育提供区域について、区域内の量の見込みや量の調整に柔軟に対応でき、利用者の細かなニーズに対応できることから、第 2 期計画に引き続き全町 1 区域として設定します。

（３）児童人口の推計

本町の小学生までの児童人口（0～11 歳）の推移をみると、令和 2 年の 784 人から令和 6 年の 684 人へと減少しています。

過去の人口動向から推計される将来の児童人口は、減少傾向で推移することが予測され、本計画の目標年である令和 11 年には 598 人となることが見込まれます。

▼児童人口の推移と推計結果



（４）幼児教育・保育等の質の確保及び向上

①教育・保育の一体的な提供の推進

保育士や幼稚園教諭の指導力の向上と保育・教育の内容充実を目指すとともに、保育所と小学校が互いに抱える課題について情報交換を行うなど、連携を強化します。また、教育・保育施設及び地域型保育事業相互の連携の推進に努めます。

②質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう努めます。また、こどもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

③保育士等の質の向上

質の高い教育・保育を提供するためには、保育士・幼稚園教諭の専門性や経験が重要になります。保育士や幼稚園教諭の研修会の開催などを通じて、幼児教育・保育の理解を深め、実践につなげます。また、保育サービスの充実のためには、保育士・幼稚園教諭の確保が不可欠であることから、確保に向けた支援策等を検討していきます。

④外国とつながりのある幼児等への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国したこどもや両親が国際結婚であるなどの外国とつながりのあるこどもの増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑に入所し、必要な施設の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し、必要な支援を行います。

⑤認定こども園への移行

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育所機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。今後とも施設の状況や保護者の意向を踏まえた上で、認定こども園への移行や設置について、その可能性を引き続き検討しています。

2. 子ども・子育て支援給付について

(1) 子どものための教育・保育給付

【事業内容】

子どものための教育・保育給付には、施設型給付である幼稚園・保育所・認定こども園と、地域型保育給付である小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育があり、教育・保育サービスを提供しています。

①子ども・子育て支援給付における子どもの認定区分について

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者は、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

▼認定区分

支給認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	幼稚園、認定こども園のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所 認定こども園
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所 認定こども園 地域型保育事業

②子ども・子育て支援給付における子どもの認定基準について

保育の利用については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他優先すべき事情などにより総合的に判断を行います。

▼認定基準

■保育を必要とする事由

就労・妊娠・出産・保護者の疾病・障がい・同居親族等の介護・看護等

■保育時間

①主にフルタイムの就労を想定した長時間利用である「保育標準時間」

②主にパートタイムの就労を想定した短時間利用である「保育短時間」

■入所を優先する事情

ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待やDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合など

【量の見込みと確保の内容】

■ 1号認定（幼稚園、認定こども園のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）			0	1	1	1	1
②確保内容	特定教育・保育施設	町内（幼稚園等）	0	0	0	0	0
		町外（幼稚園等）	0	1	1	1	1
		計	0	1	1	1	1
	確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0
	合計		0	1	1	1	1

▼ 1号認定の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（人）	0	2	2	2	1

■ 2号認定（満3歳以上で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）			155	151	143	138	136
②確保内容	特定教育・保育施設	町内（保育所等）	153	149	141	136	134
		町外（保育所等）	2	2	2	2	2
		計	155	151	143	138	136
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		155	151	143	138	136

▼ 2号認定の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（人）	196	176	161	156	146

■ 3号認定（満3歳未満で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども）

【0歳児】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）			30	30	30	30	31
②確保内容	特定教育・保育施設	町内（保育所等）	30	30	30	30	31
		町外（保育所等）	0	0	0	0	0
		計	30	30	30	30	31
	地域型保育	小規模保育	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		30	30	30	30	31

▼ 3号認定（0歳児）の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（人）	29	31	25	28	33

【1歳児】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）			35	40	39	40	41
②確保内容	特定教育・保育施設	町内（保育所等）	35	40	39	40	41
		町外（保育所等）	0	0	0	0	0
		計	35	40	39	40	41
	地域型保育	小規模保育	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		35	40	39	40	41

▼ 3号認定（1歳児）の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（人）	38	39	42	44	38

【2歳児】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）			42	40	46	45	46
②確保内容	特定教育・保育施設	町内（保育所等）	42	40	46	45	46
		町外（保育所等）	0	0	0	0	0
		計	42	40	46	45	46
	地域型保育	小規模保育	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		42	40	46	45	46

▼3号認定（2歳児）の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（人）	58	43	47	46	50

▼3歳未満のこどもについての保育利用率

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率（％）	82.3	84.6	84.6	83.9	84.3

※保育利用率：利用定員数（確保内容の合計）÷こどもの推計人口

【今後の方向性】

幼児期の教育・保育の量の見込みについては、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出しました。

児童数の推移を勘案し、ニーズに沿った保育及び保育士等の確保に取り組めます。

(2) 子育てのための施設等利用給付

【事業内容】

子どものための教育・保育給付（保育所、幼稚園、認定こども園等への入所）を希望したものの、入所できなかった人が、未移行の幼稚園（子ども・子育て支援給付に移行していない従前の幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育等を利用した場合、利用料の一定額までを給付する事業です。

【現状】

本町においては、未移行の幼稚園、認可外保育施設が存在しませんが、住民が町外の認可外保育施設を利用することを想定しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（人）	2	3	1	1	1

【量の見込みと確保内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
利用者数	1	1	1	1	1
② 確保内容	1	1	1	1	1
利用者数	1	1	1	1	1

【確保の方策】

住民が町外の認可外保育施設等を利用することを想定し、毎年1人程度の利用料給付について確保を図ります。給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案して実施します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対して協力を要請できることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

(3) 乳児等のための支援給付

【事業内容】

乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）については、令和8年度から開始される新たな給付で、未就学のこどもを対象に、認定こども園や保育所等の施設で、月10時間までの預かり及び保護者への子育てに関する相談支援を行う事業です。

【量の見込みと確保内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
0歳児延べ人数	1	1	1	1	1
1歳児延べ人数	1	1	1	1	1
2歳児延べ人数	1	1	1	1	1
②確保内容	－	3	3	3	3
0歳児延べ人数	－	1	1	1	1
1歳児延べ人数	－	1	1	1	1
2歳児延べ人数	－	1	1	1	1

【確保の方策】

令和8年度からの実施に向けて、関係機関と連携して提供体制の整備に努めます。

3. 地域子ども・子育て支援事業について

(1) 利用者支援事業

【事業の概要】

こどもやその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で、地域子ども・子育て支援事業等の情報提供や必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行います。

事業形態
・基本型（独立した事業として行われている形態）
・特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態）
・こども家庭センター型（母子保健及び児童福祉双方の一体的な運営において行われる形態）

【現状】

令和7年3月に「子育て世代包括支援センター」と「こども家庭総合支援拠点」の機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を開設しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保内容	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0

【確保の方策】

こども家庭センターを中心として、こども等に関する専門的な相談対応や必要な支援を図ります。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

主に乳幼児及び保護者を対象に、子育て支援センターなどにおいて、子育ての相談や情報提供を実施するとともに、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。

【現状】

本町では、地域子育て支援拠点事業として、「どんぐりひろば」を開催しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数	234	188	180	308	253
施設数（箇所）	1	1	1	1	1

※令和6年度は1月末の実績。

【量の見込みと確保内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	208	208	218	219	224
延べ人数	208	208	218	219	224
② 確保内容	208	208	218	219	224
延べ人数	208	208	218	219	224
施設数（箇所）	1	1	1	1	1

【確保の方策】

地域子育て支援拠点事業の周知など利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。また、サービスの拡充に努めます。

(3) 妊婦健康診査事業

【事業の概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康の保持増進及び異常の早期発見を目的として、すべての妊婦が妊娠中に必要な妊婦健康診査を受診できるよう支援する事業です。

【現状】

本町では、妊婦の健康管理を目的に医療機関に委託して健診を実施しており、14回までの公費助成を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診対象者数	68	68	67	56	46

※令和6年度は見込み。

【量の見込みと確保内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	44	43	44	45	46
受診対象者数	44	43	44	45	46
(健診回数)	616	602	616	630	644
実施体制	実施場所・実施体制：医療機関に委託して実施 検査項目：厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる。 実施時期：通年				

※妊婦1人あたり、妊娠中に14回の健康診査を見込んでいます。

【確保の方策】

今後も、関係機関との連携を図りながら事業を実施するとともに、妊娠届出時の面接や広報などを通じた受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

（４）乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

保健師、助産師が、生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する悩みや不安の相談に応じます。母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービス提供につなげるなど子育てを支援します。

【現状】

出生届を提出した方を対象に、保健師等が家庭訪問を行い、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行っています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
対象人数	48	49	49	38	42
実施人数	44	46	41	38	41
訪問率（％）	91.7	93.9	83.7	100	97.6

※令和６年度は見込み。

【量の見込みと確保内容】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
① 量の見込み	44	43	44	45	46
対象人数	44	43	44	45	46
② 確保内容	100	100	100	100	100
実施率（％）	100	100	100	100	100
実施体制	実施体制：３人（保健師・助産師） 実施機関：町				

【確保の方策】

少子化、核家族化が進む中、こどもの健やかな成長発達とそれを促すための適切な生活環境を整えることができる保護者の育成と、子育ての不安解消を目的に必要な支援や助言を行う全戸訪問を継続して実施します。

（５）養育支援訪問事業

【事業の概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を家庭相談員が訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。

【現状】

乳児家庭全戸訪問事業の面談等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭または虐待のおそれやリスクを抱える家庭を把握し、保健師等が訪問・相談指導を行っています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
訪問家庭数	4	1	2	3	6
訪問延べ件数（件）	5	1	2	11	40

※令和６年度は見込み。

【量の見込みと確保内容】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	12	12	20	20	20
訪問家庭数	3	3	5	5	5
訪問延べ件数（件）	12	12	20	20	20

【確保の方策】

養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師及び保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行うほか、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、迅速な対応が図れるよう機能強化を図ります。

(6) 子育て短期支援事業

【事業の概要】

保護者の疾病、育児負担・疲労など、また出産・冠婚葬祭などの社会的事由や仕事の都合などの状況により、家庭でのこどもの養育が一時的に困難になった場合、一時的にお子さんを児童養護施設等において、お預かりし、養育と保護を行う事業です。

【現状】

本町では、県内3か所の児童養護施設と連携して事業を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数	0	0	0	0	0

※令和6年度は見込み。

【量の見込みと確保内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	5	10	10	20	30
延べ利用人数	5	10	10	20	30
② 確保内容	5	10	10	20	30
延べ利用人数	5	10	10	20	30

【確保の方策】

児童養護施設と連携し、ニーズにあわせた対応を図ります。また、状況やニーズ等にあわせた里親による連携も検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の概要】

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、育児の援助をしてほしい人と育児の援助をしたい人が会員となり、仕事と育児の両立できる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助け合い活動をする制度です。

【現状】

本町では、川北町児童館を拠点にファミリー・サポート・センターを開設しています。令和6年度の会員数は、提供会員17人、依頼会員62人となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数	26	5	0	20	0
実施箇所	1	1	1	1	1

※令和6年度は見込み。

【量の見込みと確保内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	11	11	10	10	10
延べ人数	11	11	10	10	10
② 確保方策	11	11	10	10	10
延べ人数	11	11	10	10	10
実施箇所	1	1	1	1	1

【確保の方策】

引き続き提供会員の確保を進めるとともに、住民への事業・制度の周知など利用促進を図ります。

（８）一時預かり事業

【事業の概要】

保護者が病気、冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となったこどもについて、保育施設等で一時的に預かる事業です。

【現状】

本町では、小学校就学前までの児童を対象に一時預かり事業を公立保育所で実施しています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ人数	223	455	237	568	317
施設数（箇所）	3	3	3	3	3

※令和６年度は令和７年１月末の実績。

【量の見込みと確保内容】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
① 量の見込み	415	409	406	401	402
延べ人数	415	409	406	401	402
② 確保内容	415	409	406	401	402
延べ人数	415	409	406	401	402
施設数（箇所）	3	3	3	3	3

【確保の方策】

今後も、利用状況などを踏まえながらサービスの充実に努めます。また、住民への事業・制度の周知など利用促進を図ります。

（９）延長保育事業

【事業の概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日の利用時間以外に、保育所・地域型保育事業等において保育を実施する事業です。

【現状】

本町では勤務時間や通勤時間の都合で開所時間を超えて保育が必要な世帯を対象に、公立保育所で早朝・延長保育を行っています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
登録者数	159	146	135	147	119
施設数（箇所）	3	3	3	3	3

※各年度４月１日現在。

【量の見込みと確保内容】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
① 量の見込み	135	133	132	131	131
利用人数	135	133	132	131	131
② 確保内容	135	133	132	131	131
利用人数	135	133	132	131	131
施設数（箇所）	3	3	3	3	3

※過去の利用実績等から量の見込みを算出。

【確保の方策】

保護者の就労時間の長時間化や通勤時間の広がり等によるニーズ変化を踏まえ、必要なサービス量を確保していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

【事業の概要】

仕事などで保護者が保育をできず、保育所や小学校などにも通うことができない「病
気中のこども（病児）」や「病気回復期にあつて、集団保育が困難なこども（病後児）」
を保育施設で保育士・看護師が一時預かりする事業です。

【現状】

本町では、近隣の病児・病後児保育施設を利用した保護者への利用料の助成を行って
います。病後児についてはファミリー・サポート・センター事業で対応しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数	0	5	5	25	3

※令和6年度は見込み。

【量の見込みと確保内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	7	7	7	6	6
実人数	7	7	7	6	6
② 確保内容	7	7	7	6	6
実人数	7	7	7	6	6

【確保の方策】

今後も保護者が安心して利用できるよう、制度の周知に努めるとともに、利用料の助
成を行います。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業の概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、支援員の活動支援の下で遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

【現状】

本町では、町内3か所の児童館で放課後児童クラブを開催しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数	184	174	177	182	221
施設数（箇所）	3	3	3	3	3

※各年度4月1日現在。

【量の見込みと確保内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	205	197	182	180	176
登録児童数	205	197	182	180	176
② 確保内容	205	197	182	180	176
登録児童数	205	197	182	180	176
施設数（箇所）	3	3	3	3	3

【確保の方策】

今後も、放課後に保護者が自宅にいないこどもが安全・安心に過ごせる居場所を提供し、その健全な育成を図ります。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

＜新規掲載事業＞

子育て世帯訪問支援事業は、家事や子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等のいる家庭に訪問支援員を派遣し、家事や子育て等の支援を行う事業です。

【量の見込みと確保内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	48	48	48	48	48
延べ人数	48	48	48	48	48
② 確保内容	48	48	48	48	48
延べ人数	48	48	48	48	48

【確保の方策】

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等を確実に把握し、支援提供できる実施体制の充実を進め、利用促進に努めます。

(13) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

＜新規掲載事業＞

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等を対象に、居場所となる拠点の開設、児童の生活の場の提供及び児童や家庭の相談等を行う事業です。

【確保の方策】

実施に向けた検討を進めます。

(14) 親子関係形成支援事業

【事業内容】

＜新規掲載事業＞

親子関係形成支援事業は、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等にグループワーク等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有できる場を提供する事業です。

【量の見込みと確保内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	12	12	12	20	20
実人数	12	12	12	20	20
② 確保内容	20	20	20	20	20
実人数	20	20	20	20	20

【確保の方策】

令和7年度から事業を実施するとともに、保護者に対して制度の周知に努めます。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

＜新規掲載事業＞

妊婦等包括相談支援事業は、妊婦等との面談等により、妊婦等の心身の状況や環境の把握、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	120	120	120	120	120
妊娠届出数	40	40	40	40	40
1組あたりの面談回数	3	3	3	3	3
面談実施合計回数	120	120	120	120	120
②確保内容	120	120	120	120	120
面談回数	120	120	120	120	120

【確保の方策】

妊娠届出時や妊娠8か月ごろ、また、乳児家庭全戸訪問（すこやか赤ちゃん訪問）時に面談を行い、妊娠期から妊婦やその配偶者等に寄り添い、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援の推進に努めます。また、面談回数についても必要に応じて実施します。

(16) 産後ケア事業

【事業内容】

＜新規掲載事業＞

産後ケア事業は、本町と契約している医療機関で、母子同室で助産師や保健師、看護師等の専門スタッフから、「からだ」と「こころ」、「育児」のサポートを受けることができる事業です。サービスの種類には、宿泊型・通所型・訪問型があります。

【量の見込みと確保内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	10	10	10	15	15
延べ人数	10	10	10	15	15
② 確保内容	10	10	10	15	15
延べ人数	10	10	10	15	15
施設数（箇所）	3	3	3	3	3

【確保の方策】

医療機関等と連携し、希望する産婦が利用できるよう周知を図るとともに、産後の心身の疲れ、育児不安等の軽減が図れるよう支援の充実を図ります。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 総合的な施策の推進

本計画に位置づけている施策は、母子保健・保育・教育・就労環境・男女共同参画など広範囲の分野にわたっており、庁内組織や関係機関の多くが実施主体となっています。

そのため、町全体がこどもと子育てを支える環境となるためには、それぞれの実施主体が有機的に結びつき、計画全体を推進していく必要があります。

計画の推進にあたっては、住民課が中心となり、関係機関との連絡・調整を密にし、これまで以上に連携を強化していきます。

(2) 国や県との連携の推進

本計画に位置づけている施策の中に、町単独ではなく国や県との連携のもとで実施しているものがあるように、すべての施策を町単独で実施できるわけではありません。

また、社会状況が変化していく中、町の方向性を考えていくためにも、国や県が進める施策との整合性を図っていく必要があります。

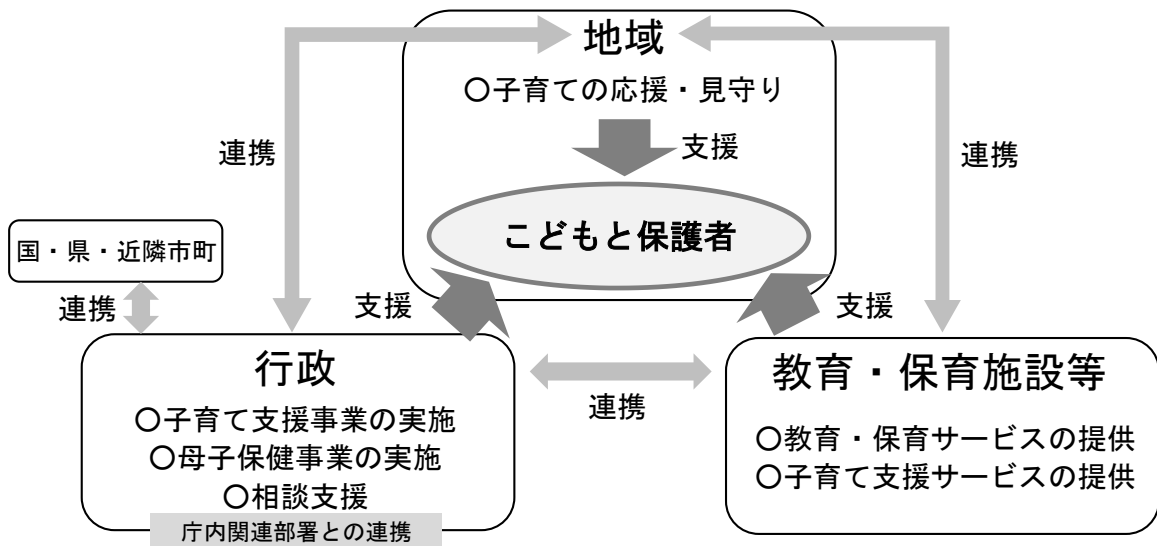
そのため、計画の推進にあたっては、国や県との連携強化に努め、必要な支援については今後も要望していきます。

(3) 広域的な連携の推進

近年の行政施策では、事業実施や施設整備など広域的な観点から近隣市町との連携を密にした取り組みが必要となるものも少なくありません。

そのため、計画の推進にあたっては、近隣市町との連携強化に努め、広域的な観点から子育て支援及びこどもの健全育成の環境づくりを進めていきます。

▼こどもと保護者への支援・サービス提供体制



2. 計画の進捗管理

(1) 住民への計画の周知と相談体制の確立

本計画では、行政が実施主体となる公的な支援策に加え、ボランティア活動や地域活動、家庭での取り組み、事業所の役割なども位置づけています。住民をはじめ事業所、関係団体がこの計画の考え方や具体的な取り組みを知ることで、公的な支援についてはそれぞれが必要に応じて活用し、住民の主体的な取り組みについては、それぞれの立場に応じた協力体制を構築していくことが理想となります。

そのため、今後は、諸施策の推進とあわせて、住民への計画の周知と施策のPRに努めていきます。

また、各種サービスの利用や町の進める取り組みについて、様々な疑問や相談が発生することが予想されます。

そのため、こども家庭センターや保育所、認定こども園等がそれぞれ情報の共有化を図るとともに、それぞれの事業実施主体が計画の趣旨等を十分に理解し、住民の要望・相談に常に応じられるような体制づくりを進めます。

(2) 計画の評価体制の確立

計画の着実な推進のためには、庁内組織や関係団体の一体となった取り組みとともに、「課題」「目標」「施策」に一連のつながりを持たせることが重要です。そのため、計画策定後も適切に進捗管理を行うため、評価・改善に力点を置き、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を推進します。

用語解説

あ行	
預かり保育	認定こども園の1号認定の在園児が、教育時間の前後または長期休業日などに一時的に保育が困難な場合、教育時間を超えてこども園で預かり、必要な保育を行う事業のこと。
育児休業	育児・介護休業法に定められた両立支援制度で、原則1歳未満の子どもを養育するための休業のこと。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため。
か行	
核家族	夫婦（父親または母親）とその未婚のこども、もしくは夫婦のみからなる家族。
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う事業のこと。
教育・保育施設	子ども・子育て支援法における教育・保育施設は、幼稚園、認可保育所、認定こども園のこと。同法による施設型給付を行うための市町村による確認を行った施設は「特定教育・保育施設」と呼ばれます。
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行う事業のこと。
合計特殊出生率	「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当するもの。
コーホート変化率法	コーホート変化率法とは、同じ期間（今回は各年度）に生まれた集団の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も続くものとして推計する方法。
こども家庭センター	児童福祉と母子保健が一体的に妊婦からこどもとその家庭を支援する体制を強化するため、児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」を統合した組織。
こども家庭庁	こどもの「幸福度」を高めることで社会の持続可能性を確保することを目的に、こどもと家庭の福祉の増進及び保健の向上、子育て支援やこどもの権利擁護等を担う行政機関。令和5年4月に創設。
こども基本法	令和5年4月に施行された、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。

子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、市町村が 5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めた計画。
子ども・子育て支援新制度	子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て関連 3 法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度。
子ども・子育て支援法	急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付、その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。
子どもの権利条約	子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、すべてのこどもたちが持つ人権（権利）を定めた条約。わが国では平成 6 年に批准。
こどもまんなか社会	日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。
さ行	
次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援するため、平成 17 年に施行された法律。国・自治体・事業主は、次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。
事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもと一緒に保育する。
小 1 の壁	主に共働き家庭において、こどもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になること。
た行	
地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業で市町村が認可を行う。
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第 59 条に定められた事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされている。
な行	
認定こども園	幼稚園と保育所の両方のよさをあわせ持つ教育・保育施設で、保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できる等の特徴がある。
は行	
パブリックコメント	公的な機関が規則や計画等を制定・策定しようとするときに、広く公に意見を求める手続のこと。
バリアフリー	無障壁化。あらゆる人が活動しやすくなるための障壁の除去。
や行	
ヤングケアラー	家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満のこどものこと。
ユニバーサルデザイン	はじめから、年齢や性別、能力などにかかわらず、すべての人が利用できるように製品や建物、空間をデザインしようとする考え方。

要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、こどもに関係する機関等により構成される機関。児童福祉法により地方公共団体はその設置に努めることとされている。
A B C	
D V	Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあったパートナーからの暴力のこと。
D X	I C T の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。英語圏で「Trans」を「X」と略することから、デジタルによる変革 (Digital Transformation) は「D X」と略される。
I C T	Information and Communication Technology の略。情報通信技術。
P D C A サイクル	計画や事業等を実施する場合に、P D C A (Plan : 計画 → Do : 実行 → Check : 検証 → Act : 改善) のサイクルを行うこと。特に改善を次の計画に反映してシステムを循環させる継続的な改善活動。
S N S	Social Networking Service の略。インターネットを介してコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するサービスのこと。

第3期川北町子ども・子育て支援事業計画

発行：川北町 編集：住民課 発行年月：令和7年3月

〒923-1295 石川県能美郡川北町字壺ツ屋 174 番地

TEL：076-277-1126 FAX：076-277-2584